

第2回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和元年10月16日（水）

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博
委 員 唐澤一代 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子
齋藤永 寺嶋正 大舘秀孝
オブザーバー 議長 飯田一
2. 説明者 執行側 副町長 参事兼総務課長 政策推進課長 教育課長 教育課係長
生涯学習係長 施設管理係主査
3. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査について
(2) その他

4. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまより町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を開催いたします。

この調査特別委員会の委員長を務めます田代実です。よろしくお願ひします。

中 野 委 員 副委員長を務めます中野博です。よろしくお願ひを申し上げます。

委 員 長 本日の町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は、委員11名中11名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時00分)

なお、議長はオブザーバーとして出席していただいております。

御報告いたします。杉山様ほか5名の方から、また神奈川新聞社からこの特別委員会の傍聴希望があり、許可をいたしました。また、議会事務局より写真撮影と録音、神奈川新聞から写真撮影の申し出がありましたので、あわせて許可をいたしましたので、御承知お願ひします。

それでは、これから傍聴希望がある場合、入り口の傍聴者名簿に記載していただき入室を許可する、このように進めたいと思います。御承知おき願います。

議長にはオブザーバーとして御出席していただいておりますので、一言御挨拶をお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。本件はですね、新聞紙上をにぎわし、また、町内を初め、近隣自治体の間でもですね、非常に高い関心を持って見つめられております。ぜひ委員の皆様ですね、慎重な審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、議長の挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

委員 長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員の皆さんに確認をさせていただきます。この調査特別委員会は10月3日の初議会終了後に第1回委員会を開催して、審査すべき内容、先行して行うべき詳細の調査、調整事項は、正・副議長、正・副委員長、議運委員長の5名に一任して進めること。そして、最終の報告書を策定するまでの日程について、委員の皆様にお諮りして御承諾をいただいております。このことについて再度確認をさせていただきます。

まず初めに、入り口論として、9月末日の改選によって議員4名が入れかわっておりますので、これまでの経緯について説明させていただきます。

この補正予算（第3号）町民文化センターE S C O事業は、8月定例会の会期中、8月23日に追加議案として提案されたものです。総事業費1億5,000万円を超える重要案件でしたので、松田町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会を設置し、その委員会へ付託して審査をすることになりました。

8月定例会終了後も継続審査ということで、9月17日まで3回の審査を経て報告書を取りまとめるということは、限られた時間の中で大変な作業でありました。新たに議員になられた方も御承知のとおり、松田町議会議員選挙は9月3日告示、8日投票という状況で、8月下旬から9月まで多忙な日程を余儀なくされた中で、特別委員会を開催し、審査が行われました。選挙は結果的に無投票ではありましたが、議員にとっては限られた時間の中で、委員会付託となっていた補正予算（第3号）について、委員会報告書を9月17日に取りまとめることができたことは、平野委員長並びに南雲副委員長の御尽力によるものと

感謝しております。大変御苦労さまでした。しかしながら、9月30日の議員の任期満了までに臨時会が開催できなかったことから、同日付で町長が専決処分を行ったということが9月までの経緯でございます。前置きが大変長くなって恐縮です。

それでは、この調査特別委員会での調査事項について再確認をさせていただきます。10月3日の臨時会で、動議における調査事項として、1点目に町民文化センターE S C O事業に関する事項、2点目に承認第4号専決処分に関する事項の2点が示されております。この2点の具体的な調査事項は、9月17日に取りまとめた報告書に記載されている反対意見について、粛々と追跡調査を行い、不透明な部分を明確にするというものです。一部では、松田町議会100条委員会設置と捉えられておりますが、100条の調査権をめぐって、執行部と議会が感情的に争うものではありません。平成15年に、自然保護奨励金問題で100条委員会を設置したときの状況と、今回とでは明らかに違っております。議会でも事業の方向性、財源確保については十分理解しております。よって、98条の規定による事務の検査権に重点を置き、E S C O事業に関する書類及び計算書の閲覧、並びに補正予算（第3号）専決処分の執行に関する調査を行っていきます。詳しくはお手元に配付させていただいた委員会次第のとおりです。この委員会次第の議題（1）、（2）、その下に丸で①、②、③、と記載されています。この内容について詳細調査を行っていくということでございます。したがって、98条の事務の調査権で納得いく調査としたいと思います。それで、問題があったときには、100条の規定に基づく調査権ということで、関係人から説明を聞くことや、場合によっては民事訴訟法の規定に基づく証人の尋問となることもあるかもしれません。98条の検査次第ということで御理解いただきたいと考えております。

次に、報告書を策定するまでの日程についてです。11月にも委員会を開催し、12月定例会会期中に報告書を取りまとめ、最終日の議会で報告という日程で進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

大変長い説明となって恐縮ですが、以上が10月3日の第1回委員会で皆様に私からお語りして承諾いただいた内容です。このことについて御異議ござい

せんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

それでは、議題に沿って進行させていただきます。限られた時間で効率よく調査を行うため、去る10月10日付で議長から町長へ説明員の委員会出席要求書を提出させていただき、本日の委員会には副町長、総務参事及び課長、担当職員が出席いたします。また、同日付で資料提出要求書を請求し、議題に記載されている調査項目についての資料、原本をこの委員会に提出していただきました。その段ボール箱に入っているものが関係図書でございます。

それでは、進行方法についてお諮りをいたします。1、本日の委員会は9時から16時までとします。ただし、これから提案させていただく調査が早く終了すれば、その時間で終わりいたします。

2、10月3日の第1回委員会で、調査の詳細は正・副議長、正・副委員長、議運委員長の5人に任されております。よって、委員から説明員への質問は井上委員が代表して行う。他の委員は井上委員の質問が終わった後に質問を行うということ。

3、井上委員は、議題の調査項目に従って、説明員から提出された資料に基づき質問を行い、説明の際の資料でも必要なものは随時閲覧し、報告書作成のデータとするための措置を講ずる。

4、この委員会の記録については、唐澤委員と古谷委員が書記を担当し、委員会終了後、速やかに要点記録簿を委員長に提出する。万一、両名の委員が何らかの事情で担当できない場合は、南雲委員が代行する。

以上4点の進行に関する事以外については、その都度委員の協議により決定すると。この5項目です。

もう一度繰り返します。1番、本日の委員会は9時から16時まで。早く終了した場合はその時点で閉会いたします。

2、委員から説明員への質問は井上委員が代表して行う。他の委員で質問がある方は井上委員の質問終了後に行う。

3、井上委員は、議題の調査項目に従って、説明員から提出された資料に基

づき質問を行い、説明の際の資料で必要なものは随時閲覧し、報告書作成時のデータとするための措置を講ずる。

4、この委員会の記録については、唐澤委員と古谷委員が書記を担当し、委員会終了後、速やかに要点記録簿を委員長に提出する。万一、両名の委員が何らかの事情で担当できない場合は、南雲委員が代行する。

5、以上4点の進行に関する事以外については、委員の協議によりその都度決定する。以上のとおりです。

お諮りします。ただいま説明させていただいた進行に従って調査を行うということに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

それでは、議題(1)町民文化センターE S C O事業、①プロポーザル事業者選定について。このことを議題とします。事務局長、説明員を呼んでください。

議 会 事 務 局 長 教育課と副町長はいかがでしょうか。

委 員 長 事業者選定だから。入ってもらってください。

あとは井上委員は、入りましたら私のほうで振りますので、自席で質問を行ってください。よろしくお祈りします。

井 上 委 員 委員長、説明員の説明の流れは委員長のほうから指示してもらおうということ
でいいでしょうか。

委 員 長 ですから、初めのプロポーザル事業者選定、これについて井上委員から質問
します。

井 上 委 員 先に説明してもらうんだよな。説明員に。流れを。

委 員 長 プロポーザル事業者の選定についてね。

井 上 委 員 そうそう、最初の。

委 員 長 おさらいも含めてね。

井 上 委 員 事務手続の流れについて。最初の伺いから最終的な業者選定の決定について
の。

委 員 長 前に全員協議会で配った資料あるでしょう。

平野委員 8月26日ですね。

委員長 26日。これにある程度出ているんだよな。

井上委員 決裁文書。

委員長 決裁文書か。

井上委員 そうそう。

委員長 決裁文書の流れだな。

井上委員 それはあくまでもそれらをまとめるということ。

委員長 局長、2番の二酸化炭素の補助事業は、所管課は教育でいいのかい。企画か、政策かな。

議会事務局長 補助金ですよ。教育課です。

委員長 これも教育か。

井上委員 それの頭のところのさ、流れを説明員に説明してもらって、それには選考委員会は入ってるの。副町長も来るというからさ。

議会事務局長 選考審査審議会は(1)の③で。

井上委員 ここのプロポーザル事業者選定だから。

議会事務局長 最優秀提案者が③になっているので、①と③が。

井上委員 いや、これは①と③は同じものなんだよ。1者だけどさ。

議会事務局長 続いていく可能性は十分に。

井上委員 いや、そうだけでも。先にさ、事業者プロポーザルの公募して、事業者の選定するんだよな。その後に、通常は複数者集まって、その中から最優秀提案者を決めるというのは。

議会事務局長 ③です。

井上委員 ③だね。

(説明員 入室)

委員長 御苦労さまです。副町長、職員はそろいましたか。よろしいですか。はい。

それでは、職員の方、御苦労さまです。副町長始め、職員の方は台風19号の被害対応でお忙しい中、委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。

それでは、こちらの次第がテーブルの上にあると思います。この(1)町民

文化センターE S C O事業①です。プロポーザル事業者選定、このことについて事務手続、要するに起案文書ですね。プロポーザルの事業者を選定するまでに起案をされて、最終的に選考者が決定したと思います。そのおのおのの文書、残っている文書について時系列に説明をお願いしたいと思います。まず、それが1点目の質問です。その後に、疑問は井上委員が代表してさせていただきます。質疑応答の後に、井上委員以外の委員の方でもいろいろ疑問点あった場合は、挙手して質問すること。このように進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、①プロポーザル事業者選定について、この事務の流れについての説明をお願いいたします。

教 育 課 長 それでは、第1点目のプロポーザルに関する説明をいたします。まず、プロポーザルにつきましては、募集、公募による公募型プロポーザルということで、3月6日に募集をいたしました。これがその文書でございます。

委 員 長 起案者の名前をお願いします。

教 育 課 長 起案者は教育課施設管理係、小野主査です。

公募型プロポーザルの募集要項を町の公式サイト、ホームページに平成31年3月6日に公開しました。

その後にですね、町民文化センターのこのE S C O事業に係る質問への回答ということで、この文書でございます。文書名が松田町民文化センターE S C O事業に係る質問への回答について。繰り返します。松田町民文化センターE S C O事業に係る質問への回答について。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。（「日付」の声あり）起案日は平成31年3月12日でございます。町公式サイトに掲載いたしまして、3月14日に業者から質問があったものを回答しております。

次に、現場ウォークスルー調査ということで、募集しましたところ、6者より申し込みがございました。その文書名がですね、松田町民文化センターE S C O事業における現場ウォークスルー調査について。繰り返します。松田町民文化センターE S C O事業における現場ウォークスルー調査について。起案日は3月14日。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。この現場ウ

オークスルー調査につきましては、3月18日、午前10時から、これが1回目、4者9人で行いました。同日の3月18日、2回目を行いまして、午後2時から2者8人で行いました。この文書は先ほど読み上げました起案の中に内訳が入ったものでございます。「2者8人」の声あり）はい、2者8人で行います。

次にですね、この事業の参加表明書及び資格確認書類の受け付けを平成31年3月19日から22日まで行いました。参加表明書及び資格確認書類の受け付けを行いました。

次の文書が松田町民文化センターE S C O事業に係る資格審査について。繰り返します。松田町民文化センターE S C O事業に係る資格審査について。起案日が3月22日でございます。受け取りましたのが、業者から受け取ったのが…回答しましたのが31年3月27日でございます。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

質問を随時受け付けておりましたので、また、質問への回答という文書がありまして、もう一度件名を読み上げます。松田町民文化センターE S C O事業に係る質問への回答について。松田町民文化センターE S C O事業に係る質問への回答について。この起案日が3月26日で、起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

質問に関する補足説明を教育委員会から行いました。その文書名が質問に関する補足説明について。繰り返します。質問に関する補足説明についてということで、起案日が平成31年4月4日、起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

以上が①のプロポーザル事業の事業者選定に係る文書一式でございます。説明は以上になります。

委員長 自席にね、お戻りになって、図書はそのまま置いておいてくださいね。それでは、初めに井上委員から質問をお願いいたします。

井上委員 まず1点目としてですね、今の事務文書の流れというのは理解できたんですけども、その前提でですね、そもそも論といいますか、プロポーザル方式については本来ですね、随意契約に該当する案件が適用して行う、そういう手法

だということは理解されていると思うんですけども、それについてのですね、プロポーザル方式で行うかどうかという起案の説明等がなかったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

教 育 課 長 公募型プロポーザルの起案がないかどうかという質問と思われませんが、こちらに関しましては、起案はいたしておりません。

委 員 長 すいません、書記のほうよろしいですね。これ大事なやり取りなんで。

唐 澤 委 員 はい。

委 員 長 記録をお願いいたします。

唐 澤 委 員 はい。

井 上 委 員 さきの1点の中でですね、そのプロポーザル方式による契約という選考方法は随意契約が適用されるものだという理解は教育課長のほうは持っておられましたか。

教 育 課 長 はい、そのとおりに理解しておりました。

委 員 長 ちょっと聞き逃したんで、もう一度回答してください。

教 育 課 長 はい、そのとおり理解しておりました。

委 員 長 丁寧に回答してください。

教 育 課 長 はい、理解しておりました。

井 上 委 員 ここに上がっています受電設備と冷温水発生装置の機器の修理というのは、副町長のほうで答えていただきたいんですけども、これは事業的には随意契約というふうには理解されているのでしょうか。

副 町 長 私のほうもですね、プロポーザル方式で行って、随意契約でやっても大丈夫であろうという理解はしておりました。根拠はですね、やはり今、民間業者の経験ですとか、知識ですとか、そういうところも得ても大丈夫な工事というかですね、整備工事かなというふうに理解をしております。そういった意味でですね、プロポーザルというところで提案等をいただいた中で工事を進めてもよいだろうという理解はしております。以上です。

井 上 委 員 それについてはまたほかの委員の方もですね、質問があると思いますので、随意契約に該当するかどうかというところの判断はですね、またほかの委員の質問を待ちたいと思います。

あと、1点ですね、3月6日に公募型プロポーザルの募集の執行伺を起案をされたということですが、特にこの町民文化センターの改修事業についての執行方式をプロポーザルでいいかどうかという起案もないということであれば、どなたの提案なのか、またはどなたからの指示なのか。それがないと小野さんが勝手にですね、自分だけの発案で公募型プロポーザルの募集の起案文書をつくって、その決裁を得るとは考えられないと思います。誰の提案または指示があったのかをお答えを願いたいと思います。

教 育 課 長 このESCO事業につきましていろいろ調べたところですね、「プロポーザル」の声あり)プロポーザルにつきましては当然課内でも調整いたしまして、町長にも相談して、その方法で決定をしたところでございます。

井 上 委 員 それは先ほど、そういう起案文書はないということなんですけども、これだけの事業に係る部分を口頭で済まされたということですか。

教 育 課 長 口頭というか、話し合いの中で、口頭で決めました。

井 上 委 員 結構です。

委 員 長 よろしいですか。井上委員の質問が終わりました。ほかの委員の皆様、1番のプロポーザル事業者選定、このことについて質問をお受けいたします。

大 舘 委 員 これだけの高額な1億5,000万以上のね、工事の中で、話し合いの中で決めていくという、そういう問題じゃないと思うんだよな。それで話し合いの中でそれが進んじゃうということは、最終的にじゃあ責任を取るときに、じゃあ言った、言わないの話になっちゃうわけじゃないですか。書類で残る起案文書は起こされて、物事は進むものじゃないですか。この事業、町の財政からしてね、1億5,000万超えというのは相当負担になるわけですよ。それは補助金が半分もらえたとしても、それだけで話し合いの中で進めることというのは、非常に危険なことだと思うんだよな。その辺はどう理解していますか。

委 員 長 ちょっと確認の質問をさせてください。大事なことを決める図書がなくて、話し合いで決めたと。このことに対してどうなのかと。そういう質問でよろしいですね。

大 舘 委 員 内容的にね。

委 員 長 説明お願いいたします。

教 育 課 長 確かにそういった面もございましたが、ここでは公募型プロポーザルという
ことで行ったのは、国が定めるこの事業のCO₂削減を目的としたESCO事
業に採択をされますと、国庫補助金が獲得でき、本来の目的を達成する可能性
があります。こういったことで自治体はESCO事業の導入は年々増加する傾
向にありまして、そういったことを考えましたら、これまで一般的に行われた
公共の入札方法ではなく、民間に対します知識、そういったものを取り入れた
中で、時間的な問題もございましたので、プロポーザルというような他の自治
体、そういったものの事例を鑑みまして、プロポーザル方式として採用を町と
しては考えたものでございました。

大 館 委 員 確かにこの事業の大切さというか、今回の台風もしかりね、地球温暖化でも
う想像以上の被害を受けているんで、事業そのものが推進すべき事業だとは
思いますけれども、ただそれだけで、これから負担が生じるわけじゃないです
か。当然、補助金が全額であれば全く問題ありませんけれども、それ以前に小
学校の建てかえ事業とか、防災無線のデジタル化、いろいろ、もろもろ相当の
これからの事業計画がある中でね、1億5,000万の事業を他の自治体がそうい
う取り入れているからという、そういう話じゃなくて、きちっと文書的にも誰
に聞かれても説明つくようなね、方法で進めるべき事業だと思うんですけども、
その辺はどう理解していますか。

教 育 課 長 今、御意見がありましたとおり、確かにそういう面もありましたが、今回は
そういった方法で進めさせていただきました。

委 員 長 副町長、補足説明をお願いします。

副 町 長 すいません、私はですね、正直申します…正直というかですね、私はそのの
席にいませんでしたので、ちょっと意見はですね、はっきりしたことは言えま
せんけども。ただですね、職務上、担当課と町長と話して、この方向を決めた
ということについてはですね、責任は町長にあると思います。これはやはり文
書に残さなければならないというですね、事務的なところはですね、怠ってし
まったというところについてはですね、これはやはり事務、担当事務のほうも
ですね、いけませんけども、やはりそこで決断をして、担当に指示をしたとい
うことになればですね、やはり町長の責任を持った中での判断というふうに私

は判断をさせていただきます。以上です。

大 舘 委 員 長 それは当然町長がトップである責任はあると思いますけれども、今の土木事務所跡地の利用についても、5,000万超えの案件がありましたよね。そのときも、もう以後、そういうことを一切起こさないように、慎重にこれからの事業に対しては対応しますという話の中でね、また、その以前、何日かな、全協で町長がここに謝罪に来られたときに、私が要望を出しておきました。何でもこういうことを繰り返されるのかというものも、それ正式な回答、まだいただいけませんけれども、その場しのぎ的な回答しかもらっていないんでね、その辺をちゃんときちっとけじめつけてもらわないと、確かに町長に責任がありますとあって、町長が例えばこれから財政危機に陥ったときにね、全額町長が補填するわけにいかないでしょうね。その辺でもっと、もう少し慎重にやるべきだったのかなというふうに思います。ましてや、そういう証拠書類というか、将来的にね、きちっとしたものを誰に聞かれても説明できるような証拠書類というものをきちっと整備するのが役所の務めだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

委 員 長 12番は少し質問の趣旨からずれているような感じに取れるんですけど、どうでしょうかね。

大 舘 委 員 長 ちょっと…。

委 員 長 ちょっとずれてきましたよね。

大 舘 委 員 長 言ってる意味はね。

委 員 長 回答はよろしいですか。要するに、12番議員はもうこれは慎重に処理すべきだったと。図書がなかったと。それはもうわかっているんで、処理すべきだったという御意見ということでよろしいですね。

大 舘 委 員 長 だから、それは蛇足だけど、補足でね。

委 員 長 ということで、回答はよろしいですね。

大 舘 委 員 長 これ以上は出ないでしょう。

委 員 長 出ないと思います。あとほかによろしいですか。

内 田 委 員 長 ちょっと確認させていただきたいんですが、今、議題になっているプロポーザル事業というのは、先ほど遠藤課長のほうから御説明いただいたんですけど、

もともこのプロポーザルのやろうということは、教育課内でそういう事業があるということを調べ上げて、町長に提案したのかどうか。逆に、あと町長がこういうのがあるんだけど、言葉悪いんだけど、やれよというような形になったものか。その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

教 育 課 長 この事業につきましては、平成28年度に国の補助金、環境省の補助金で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これ通称地方公共団体…。

委 員 長 教育課長に申し上げます。端的にお願いいたします。

教 育 課 長 カーボンマネジメント強化事業の交付を受けました。平成28年度に。この決定を受けて、本町では地球温暖化対策計画というのを立てました。そこで、省エネ設備導入支援事業として、このE S C O事業というのを活用することが見出されました。そういったことで、この流れから補助金を活用できるということを知りまして、その中で…。

委 員 長 教育課長、教育課の中からボトムアップで提案されたのか、町長から指示されたのかという質問です。明確に回答をお願いします。

教 育 課 長 わかりました。失礼いたしました。町長からこういうのがあるよということで動いて、それで始めたものでございます。

委 員 長 3番議員、どうですか。

内 田 委 員 今回の御説明だと、町長からこういうE S C O事業…ごめんなさい、プロポーザルのものがあるから検討しろよってという形みたいな御回答なんです。それでよろしいですかね。

教 育 課 長 町長から、はい、そうでございます。ただプロポーザル事業ではなくて、プロポーザルというのは契約の方法でございますので、この辺は違うものでございます。

委 員 長 その前に、委員の皆様をお願いします。議事録作成のために発言の際には議席番号と名前を言って、質問の要旨を明確に発言してください。よろしくお願ひします。

井 上 委 員 教育課長ね、先ほどの私に対する回答はプロポーザル方式、プロポーザルによる事業者選定をするということを教育課と町長で打ち合わせの上、決定をしたというふうに回答があったと思うんですけども、今の3番議員に対する回答

は意味が違うんじゃないですか。E S C O事業に対することを言われたのか、それとも、プロポーザル方式で事業者の公募をしていくということその場で決定をしたというふうに私は理解したんですけども、それは違ったということですか。

教 育 課 長 決断は町長がいたしました。

井 上 委 員 だから、何を。プロポーザルをでしょう。

教 育 課 長 はい。

井 上 委 員 E S C O事業の導入をということですか。プロポーザル方式を決断は町長が決めた。

教 育 課 長 はい。

井 上 委 員 それでよろしいんですね。

教 育 課 長 はい。

井 上 委 員 はい、結構です。

委 員 長 ほかに御質問ある方。

齋 藤 委 員 先ほどのお答えの中で、平成28年度に国の補助金等があることを理解しているってお話が出たと思うんですけども、そのときからこの今に至るときの提出までの期間ってかなりあると思うんですけども、これだけの大きな事業を通常なら当初予算に計上しながら進めるべきかなと思うんですけど、その辺はなぜやってなかったのかなと。

委 員 長 10番議員に申し上げます。今の質問については、これから出てくる中で幾つかあります。現在はプロポーザル事業者の選定ということに絞っておりますので、割愛願いたいです。

齋 藤 委 員 答えが出たものですから、それに対して質問してしまいました。

委 員 長 よろしいですね、そういうことで。後で質問ということですね。ほかに。

平 野 委 員 すいません、今のごめんなさい、もう一つ前の内田議員と井上議員のことのちょっと整理をさせてください。プロポーザル式にする方式ということは課内と町長で相談したと。そして、このE S C O事業があるよという、その存在のそのものは町長から示唆があったということでもよろしいですか。そういうことではなくて。

教 育 課 長 E S C O事業があるよというのは、ちょっと教育課もわかりかねるものがございましたので、町長から指示をされたものでございます。プロポーザル方式というのは先ほど申したとおり、話し合いをしまして、決断は町長が行ったものでございました。

平 野 委 員 わかりました。そうすると、まず、こういうE S C Oという事業があるよということが町長から示唆があり、そして、その後に、このプロポーザル方式にするかどうかを相談、課内と町長とで相談したということによろしいですか。まず、もしくは、このE S C O事業があるよというその段階で、これはもう他の自治体ではプロポーザルでやっているんだよというのを、そういうことだったんでしょうか。

施設管理係主査 E S C O事業、確かに他自治体では事例多うございますが、一般的にE S C O事業というのは二酸化炭素がどれだけ下がるかということ競うもので…競うというか、それで補助金が出るものでございますので、プロポーザルという方式で業者からの提案を受けて決めていこうというお話になりました。以上でございます。

平 野 委 員 ありがとうございます。

委 員 長 ほかに御質問ある方、挙手をお願いいたします。

ないようですね。では、1番のプロポーザル事業者選定、これについてはここで打ち切りとさせていただきます。

それでは、ここで次に2番、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について。これについても担当は教育課ですか。では、1時間近くたちましたので、一度10分休憩いたします。10時から再開いたします。よろしく申し上げます。

(9時49分)

委 員 長 休憩を解いて再開いたします。(10時00分)

教 育 課 長 先ほど文書の最初に公募型プロポーザルの募集についてというのを説明いたしました。その中で、先ほど委員の中からプロポーザル方式を起案をしてあるのかないのかという質問いただきました。ちょっと私のほうで方針伺いということで解釈してしまいまして、ないというふうに申してしまったんですが、起案の中でプロポーザル募集するという中で、プロポーザルで行っていいかとい

う一文も入れておりますので、この中でプロポーザル方式という契約の方法でよいかというのも確認しております。ただ、町長から指示はあったことは変わりはありません。ですので、書面は残しております。以上でございます。

委 員 長 この件に関して質問された井上委員、よろしいですか。

井 上 委 員 ちょっとそれは見せていただいでですね、先ほどの町長と教育課長と打ち合わせをしたというんですけれども、それはいつですか、何月何日。

教 育 課 長 私はその課内にはいましたが、12月のですね、下旬ぐらい、ちょっとはっきりした日は申し上げることできないんですが、12月の下旬ぐらいに打ち合わせをした経過がございます。

委 員 長 遠藤課長、前の年の平成30年12月下旬ということによろしいですね。

教 育 課 長 はい。

委 員 長 6番 井上委員、よろしいですか。

井 上 委 員 平成30年の12月下旬に打ち合わせをして、決定をしたんですか、そこで。

施設管理係主査 今の打ち合わせの話なんですけど、12月下旬、年明けにも行っていたという、記憶しておりますので、その中で決まっております。その12月の下旬にいきなり決まったということではないと記憶しております。

井 上 委 員 ちょっとその辺、よくわからないんですけども。この今ですね、この起案書の中では、例えば公募の準備とかというのは起案の日付よりも大分さかのぼった日付をですね、公募の準備等に行っていると。今の打ち合わせも平成30年の12月下旬にあって、そこでプロポーザル方式と、先ほど4番議員のほうもありましたように、E S C O事業の対応でやっていこうということが決定をしたというふうに理解しているんですけども。そうすると、この書類は後でつくったということですか。

教 育 課 長 この書類は後でつくりました。この書類…あ、この書類はこの日で作りました。起案を回しております。

井 上 委 員 3月6日ですよ。

教 育 課 長 1日に起案をいたしました。平成31年3月。

井 上 委 員 3月1日ね。だから、3月1日にやっているんですけども…いいですか。

平成30年の12月下旬にそういうE S C O事業での事業を執行しようと。業者の

選定についてもプロポーザル方式でやろうというのを決定をして、この中に先ほどこの中に書いてあるというのは、多分この5ページのプロポーザル方式で事業者を選定しますという選定方法が書いてあることを説明をされたと思いますけれども。その中に書いてあるのはもう平成31年の1月から公募を準備して、公募の開始は3月からというふうにこの起案文書に載っているんですね。だから、これはもう全部事業が先行していて、後から起案をしていったというふうな理解でよろしいでしょうか。

施設管理係主査 今、井上議員がおっしゃったところ、公募準備、公募開始というふうに書いてございます。こちらのほうのスケジュール、公募準備というのはあくまでもこの要項というんですかね、それを作成している期間でございますので、それをつくった後に、執行伺と申すんですが、を作成しております。なので、事業ありきという言い方おっしゃいましたが、そういったことではございません。

井上委員 ちょっとその辺が結構ね、不明瞭な取り扱いかなと思います。もうだって事業のですね、この執行伺自体は文書がないということですからけれども、その説明も平成30年の12月下旬にもう決定をしていると。3月までずっとこれは放っておいて、要項等の作成に時間を要したと。そういうことかなというふうには理解をしました。じゃあ、まあとりあえずちょっとこのね、公募型プロポーザル募集についてという執行伺の日付的には適当でないというふうに私は理解しましたので、ほかの委員の皆さん方、閲覧をしたいと思う方はお返ししますので。

委員長 皆様にお諮りします。今閲覧すると時間がかかりますので、その図書については預からせていただいて、午後に皆さんが閲覧すると。これからもいろいろと閲覧をしたいものが出てきた場合に、その場ですと、やはり客観的に見れませんので、一時お預かりして、午後に閲覧を委員でさせていただくと。このように取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、そのように一時預からさせていただき午後に閲覧しますので、よろしく申し上げます。

それでは、もとに戻りまして、②の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

について、このことについて説明をお願いします。これについても全て図書の流れです。事務の起案でどういう流れで最終的に補助がいただけるようになったかと。そのようなことで時系列でお願いいたします。

教 育 課 長 時系列で説明をいたします。②の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の内示、交付申請、交付決定等に係る文書一式でございます。

まず、最初の文書、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボンマネジメント強化事業）応募申請書について。もう一度読み上げます。起案日は令和元年5月16日。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。これは補助金応募の申請の文書でございます。

次に、文書名を読み上げます。2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボンマネジメント強化事業）に係る補助事業の公募結果について。起案日は令和元年7月4日。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

委 員 長 応募結果はどうなりました。

教 育 課 長 公募採択額が9,675万2,000円ございました。

次の文書でございます。2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボンマネジメント強化事業）交付申請について。起案日は令和元年7月12日、起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

次の文書です。同じく2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボンマネジメント強化事業）交付決定通知書の受領について。起案日が令和元年9月20日。起案者、教育課施設管理係、小野主査でございます。以上でございます。

委 員 長 課長の説明が終わりました。2番について質問のある方はお願いします。初めに、6番 井上君。

井 上 委 員 員 まず1点目ですね、このESCO事業の補助金ということですが、補正予算の特別委員会と全協等も含めて説明が今まであったんですけれども、先ほどのプロポーザルのところにも関連するんですけれども、ESCO事業というのは基本的にはサービスを提供する、ESCO事業者がオーナーに対してサ

ービスを提供して省エネルギーを実現をしていくと。それに対する報酬を、これだけカーボン…二酸化炭素が削減できたので、そういった報酬を受け取りますよということだというふうに思うんですね。なので、この場合ですね、いろんな事業者から町がですね、E S C O事業での補助金をもらうという形での補助金申請を5月16日からしたという説明がありましたけれども、このいずれかの事業者、先ほどウォークスルー等で何者かですね、そういった希望があったということですが、その中でこういう形でやると低額な事業で補助、町民文化センターの改修事業が行えますよと。その報酬として事業者がこれからは将来的に省エネルギーを実現をしたことに対するメリットを受け取りますよというふうな提案があったかどうかですね、E S C O事業として事業を行う上での一番重要なポイントだと思うんですけども、それについては、そういう会社からの申し出等があったかどうかをお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 メリットがあったというふうな提案でございました。

井 上 委 員 どの会社からそういうふうな申し出があったんで、このE S C O事業で低炭素補助金を受けた事業を執行しようとする経緯になったと思うんですね。それがどの会社からあったのか。町単独でですね、どの程度か、二酸化炭素が削減できるかというのは、なかなかそこまでの設計はできないと思うんですよ。そうするとですね、やはりその会社からの提案等を含めた中で、このE S C O事業というものを執行していかなければいけない。このE S C O事業を執行することによって、先ほどの補助金申請もですね、していった、経費的にはですね、安く、町に負担のかからないような方策を選定をしたというふうに考えているんですけども、じゃあどの会社がですね、そういった提案をされたのかをお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 先ほど少し説明しましたが、平成28年度、二酸化炭素補助金というのがありました。その交付決定を受けた中で町の地球温暖化対策計画を作成しました。そのときに業者からE S C O事業メリットがありますというような報告を受けております。

井 上 委 員 どの業者ですか。

委 員 長 業者名をお願いします。

教 育 課 長 そのときの委託業者はランドブレイン株式会社でございました。

井 上 委 員 ちょっとそのときのというのがよくわからないんですけども。そのときに町民文化センターの受電設備と冷温水発生装置の改修について、ランドブレインがその現状を調査をしてやったということであればですね、何でここに、先ほどのプロポーザルとちょっと事業者選定にも絡んでくるんですけども、何でそこに出てこないんですか。それはそのランドブレインがそういう改修事業をやって、やることによって二酸化炭素の排出削減なり、省エネルギー効果があるという判断をして、それを町に提案をしたんではないんですか。

教 育 課 長 そのときは調査を行ったものでございまして、町民文化センターのほかに寄中学校、健康福祉センターほか、町の施設の調査を行ったものでおります。調査と実施は違うものでございますので、ここでは調査ということで行ったものでございました。

井 上 委 員 でも、実際にですね、ランドブレインがそのE S C O事業を実施をして、その省エネルギー効果の対価としての報酬を得るんでないと思うんですね。そうするとですね、やはりここで教育課としてですね、松田町として、町民文化センターの改修をE S C O事業でやる判断の中では、そういった提案をするE S C O事業でやりますと、というのはそれは会社側からは営業のメッセージなわけですよ。それに対して、じゃあどれだけね、省エネルギー効果が発揮できる、二酸化炭素が削減できる、だから、松田町とお宅の会社と契約しましょう。そういうのが何者かあれば、その複数者で提案を出してもらって選定をしていきたいと思いますというふうな結果にならない話で、そのランドブレインが提案をしてですね、やったこと、それだけでこのE S C O事業を採択をしたという判断でよろしいんですか。

教 育 課 長 繰り返しになりますが、平成28年度は松田町地球温暖化対策実行計画更新業務としまして調査書を報告をいただいたところでございます。そこでE S C O事業を見出されたものでございます。

井 上 委 員 だから、ランドブレインはどういうふうな調査書を出したのかはわかりませんが、多分議員のほうにもそれは配付されていないんじゃないかなというふうに思うんですけども。でも、この先ほどのこのE S C O事業のですね、執行

伺いの中にも書いてあるように、省エネルギーによる一定期間の経費削減分で償還され、残余は町の利益となりますということは、実際にそれにかかわる会社、例えば今回の国際エナジーなり、また、ほかの会社なりの提案がなく、このE S C O事業を採択することはあり得ないと思うんですね。だから、それについても先ほどのプロポーザルの事業者の選定と同様に、やはり指示があったというふうに理解してよろしいんですか。

委員 長 説明員にお話しします。今の質問でわからなかったことがあったら、もう少し詳しく説明してもらうことを確認されても結構でございます。そういった発言は許しますので、よろしくをお願いします。

教育課 長 すいません、もう一度お願いいたします。

井上委員 町民文化センターのE S C O事業についてですね、平成28年ですから、約3年ぐらい前にそういう調査結果があったということは理解しましたけれども、今回、この事業採択をして、補助金を受けて執行しようとするときに、実際に契約をしたい、うちの商品売り込みたいという会社からのE S C O事業におけるそれぞれの会社のメリット、どれだけの省エネルギー効果があるのか、どれだけの経費削減効果があるのか。そういったものは何もなくこの事業を決定をしたということは、先ほどのプロポーザルのところでもありました、もうその打ち合わせの結果の最終決定、指示によるものだというふうに理解してよろしいんですか。

委員 長 説明員、質問の趣旨わかりましたか。

施設管理係主査 すいません、一つ質問させてください。井上議員がおっしゃっているのは、何をもとに交付申請書を書いたかということをおっしゃっているんですか。

井上委員 違います。その前段として、そもそも論ですけども、そのE S C O事業として今回の平成30年度、また31年度事業でE S C O事業、町民文化センターのE S C O事業でいくというところの内容としては、もうそのランドブレインによる3年前の調査報告書のみによって、この事業の開始を決定をしたのか。本来、3年も時間がたっていれば、さまざまな省エネルギー技術とか、二酸化炭素の削減技術というのは進んでいるわけで、その会社からの本来は営業があって、自分のところのメリットはこれだけ費用が削減できますよ。自分のところ

のメリットはこれだけ二酸化炭素が削減できますよ。そういった営業なり、提案なりがあつてですね、初めて、じゃあ町民文化センターをE S C O事業として改修をしていこうという決断を普通はすると思うんですけども、そういった検討なり、会社の提案もなしでやったのかという質問です。

委 員 長 理解できましたか。できなかつたら、また再質問してください。

施設管理係主査 井上議員がおっしゃっているのは、そもそもなぜE S C O事業でやろうと決めたのかということでございますか。

井 上 委 員 違います。ここで会社からの提案なり、営業が…じゃあ端的に言います。この30年の12月なりにね、打ち合わせをやったわけですよ。当然その前に会社からの営業なり、そういう提案があつて始めたのか、そういった提案もなしに、営業もなしにその30年の12月下旬の打ち合わせの中だけで決定をしてしまったのか。そこを、そのいずれかということをお聞きしたいわけです。特にそういうものがないということに理解してよろしいんですか。会社からの営業。

委 員 長 6番委員の質問は、二酸化炭素削減の営業があつたからということですね。会社からの営業は、会社名はわかつたら。

井 上 委 員 E S C O事業でやると当然民間会社のほうはそれに対して利益もありますし、町も利益があると。やっぱり双方ウィン・ウィンの関係をつなぐのがこのE S C O事業だと思うんですね。そういったものが今、ここの30年の12月なり31年の当初なりにあつたのかと。

委 員 長 説明員の方に申し上げます。いろいろな業者が松田町に営業をかけたかどうか。そういった行為があつたかどうか。そのような質問です。12月に要するにE S C O事業を進めようというふうな話が持ち上がったときに、そういった特許を持っているいろいろな業者、または専門の業者から営業行為があつたかどうか。そういった質問です。よろしくお願ひします。

教 育 課 長 営業はありました。

委 員 長 ありました。

教 育 課 長 はい。

井 上 委 員 どこから、どういうふうな。営業があつたということであればですね、例えばそれ、どこの会社がどういうふうな省エネ効果なり、経費削減効果をあつた

というふうな見積りとかですね、提案書を出されたと思うんですけども。

施設管理係主査 私、すいません、11月から教育委員会に来たので、その前まではわからないんですが、12月にランドブレイン社から営業を受けております。以上でございます。

委員長 6番、今の回答でよろしいですか。

井上委員 ランドブレインというのは先ほども課長のほうからもあったんですけどね、実際事業の施工者じゃないですよ。それは営業というんですか。私の感覚ではね、ランドブレインが例えばほかの会社をね、紹介をすることかというのがあったといえね、営業に当たるかもしれないんですけども、でも、本来、ランドブレインさんが自分で自社の製品なり自社の技術を提供をして、これだけ削減できますよというのがE S C O事業の本来の営業だと思うんですけどもね。今のはそれに含めたというお考えなのでしょうか。

教育課長 失礼しました。事業提案ということで提案をいただきました。

井上委員 事業提案というのは、それは平成28年の調査結果のと同じ内容ということですか。時点がずれている、それからね、何年か過ぎていて、例えばそういった削減効果なり、経費、省エネ効果なりが変わっているというふうな程度のものでしょうか。

施設管理係主査 その12月の提案の内容についてなんですけども、E S C O事業の補助金、カーボンマネジメントの補助金はその当時で来年、再来年でなくなってしまうという中で、文化センターの施設の改修というんですか、それについてこういう補助金を使ったら、うまくすれば改修ができるんじゃないかという提案でございます。なぜそのような提案をされたかと申しますと、以前、28年度にこういう計画をつくった中で、ランドブレインさんが、サービスという言い方をしているかどうかわからないんですけども、御厚意で教えていただいて、あるよというところで提案というんですかね、をいただいたという認識でございます。以上でございます。

井上委員 わかりました。実際的にですね、E S C O事業とか、E S C O事業協会に入っている事業者からのそういった提案はなかったというふうに理解をしたので、以上とします。

委員長 長 では、井上委員の質問はよろしいですね。ほかの委員の方、質問ありましたら、お願いいたします。

(発言者 なし)

なしでよろしいですか。それでは、2番についてはこれで終了させていただきます。

次に、3番です。最優秀提案者の決定について。この内容についても教育課でよろしいですか。それとも、総務課が絡みますか。所管課の説明員の入れかえが必要かどうかということです。これは教育課でいいの。ほかの課は入りますか。

では、説明員の入れかえなしということで、3番、最優秀提案者決定、これについて事務の流れについて、説明員、よろしくをお願いします。

教育課長 それでは、③最優秀提案者決定までに係る文書、文書をもとに流れを説明いたします。まず、31年4月1日の起案で、松田町民文化センターE S C O事業提案審査委員会設置要綱の制定についてというものを起案いたしました。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

次に、31年4月23日起案です。次の文書は…4月23日です。失礼しました。第1回松田町民文化センターE S C O事業提案審査委員会の開催通知についてといったものでございます。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

次の文書です。31年4月25日の起案でございます。第2回松田町民文化センターE S C O事業提案審査委員会の開催通知についてといった文書でございます。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

次に、令和元年5月7日起案、5月7日起案でございます。松田町民文化センターE S C O事業に関する審査結果報告についてといった文書でございます。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

最後になります。令和元年5月7日起案でございます。文書名が松田町民文化センターE S C O事業提案審査委員会における審査結果について。起案者は教育課施設管理係、小野主査でございます。

委員長 長 先ほどと同じじゃないの。同じこと言ったよ。どういうふうに違うのか。

教育課係長 申し上げます。先に申し上げましたのは、審査結果報告でございます。こちらのほうはE S C Oの審査委員長のほうから町長にこういう…ごめんなさい、プロポーザルの結果報告でございますので、町長のほうにプロポーザルの審査委員長のほうからこういった結果でしたという起案でございます。もう一つのほうは、審査委員会の審査結果についてということで、この審査結果をいただいて、じゃあ事業者に最優秀提案者として選定してよいですかという、そういう起案でございます。以上でございます。

教育課長 以上で説明を終わりにします。

委員長 説明員の報告が終わりました。それでは、質問について井上委員、お願いします。

井上委員 まずですね、提案者の決定については4月の23日から委員会の中で審査をされたと思うんですけども、もうその時点から1者だったというふうな理解を今までの資料等から見ると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

教育課長 そのとおり1者でございました。

井上委員 それはですね、例えばウォークスルーで6者なり2者なりが参加をしたと。3月の19日から22日に参加表明等があったところから、4月の23日で1カ月ぐらい経過した中でですね、もうそこで1者でいっちゃおうというふうな、1者でいっちゃおうというのは、本来これだけの大きい金額の事業について、1者でいくという判断をまずどなたがされたのか。または、何回かですね、さまざまな関係団体にそういったプロポーザルの提案をしてもらおうと。やはり複数社から選考しなければいけないのではないかなというふうなことから、そういう職員としての意識はなかったのか。そこについてお聞きをしたいと思います。

教育課長 E S C O事業提案審査会の中で1者という決定をいたしました。

井上委員 何で1者なの。最初から1者にしちゃったの。

教育課長 違う違う、ごめんなさい。審査会では…ごめんなさい、審査会の前の話ですよ。この補助金の関係もございしますが、5月中旬となっておりますので再募集は行いました。公平性につきましても、その事業…。

井上委員 再募集はいつやったんですか。

教 育 課 長 行いませんでした。事業者には1者であることも伝えておらず、公平性は保
てておるといふふうに判断をいたしました。

委 員 長 井上委員の質問が、1億5,000万を超える多額の事業費に対して1者しか来
なかった。これでいいという判断を誰がしたのかというのは1点目の質問です。

2点目は、1者じゃまずい。複数者提案しなきゃまずいと。E S C O事業
に登録してある業者に働きかけはしなかったのかという質問をされたと思いま
す。この2点について明確に回答をお願いします。もし、わかるのであれば、
副町長、お願いします。

施設管理係主査 今、1億5,000万円という数字が出ておりますが、この時点ではまだ金額に
ついてはわかっておりませんでした。それがまず第1点ございます。

なおかつ、要項上には、1者ではプロポーザルを実施…プレゼンテーション
を実施しないという記載がございました。そのためプレゼンテーション
を実施するという方向になりました。以上でございます。

それとあとE S C O事業者に対して、問い合わせというか、そういったこと
をしたのかという御質問でございますが、そういったことはしてございません。
以上でございます。

委 員 長 今回の回答でよろしいですか。

井 上 委 員 まず、その、先ほど再募集は行わずとか、そういう事業者とか、E S C O事
業の事業協会というものがあるというのは、多分、御存じだと思うんですけど
も、なぜそういった再募集をしなかったのか。それは誰が再募集はしないとい
うふうに決めたのか。そこの回答もなかったように思うので、再度ですね、な
ぜ、行わなかったという結果はわかりましたけれども、なぜそれを行わないと
いう判断をしたのか。誰がその判断をしたのか。その2点をお伺いします。

教 育 課 長 1点目のなぜ行わなかったというのは、繰り返しになりますが、補助金の関
係とか工事の納まる期間、そういったことを考えまして、再募集を行わなかつ
たものでございます。

井 上 委 員 もうちょっと具体的に説明してください。

教 育 課 長 はい。なぜ再募集を行わなかったというのは、補助金の申請のものもござい
ますし、設備、そういう機器を製作する、そういった期間も考えまして、再募

集を行わなかったものでございます。

井上委員 それは課長が判断したということですか。

委員長 補助金、工期等で再募集できなかったという判断を誰がされたのかという質問です。

逆に、別の質問させていただきます。この件に関しては、選考委員長を副町長がされておりましたね。（「はい」の声あり）そういう観点から、副町長の観点から、今の質問をフォローしていただけたら、ありがたいと思います。

副町長 私のほうはですね、事業の選考委員会、まあ審査委員会ですね、という立場で、余りこれについてはですね、詳しくは入り込んではいけないかなというのがまず1点ありました。ただ、私の立場の中ではですね、今度、副町長という立場から申しますと、やはり、一つには公募をかけた、条件を付して公募をかけた、その結果が1者であったと。この1者でゴーした…するかどうかというのはですね、今、担当課長からいう話をまとめますと、補助金をする期間が迫っていたというところが1点あると思います。それで、そういう期間を考えた中で、再募集すると時間がかかってしまうので、1者を公募をしたという意味を捉えてですね、1者でもプレゼン、提案を受けようというところに至ったというふうに私は、これは推測といったら失礼ですけども、そのように考えております。以上です。

委員長 よろしいですか、6番委員。

井上委員 先ほど、誰がというところがお答えがないんですけれども、それは答えられないということで理解してよろしいですか。

教育課長 誰がというのは、私が判断をいたしました。

井上委員 それだけの大きいですね、意思決定を担当課長がされたということは、次、次回以降の委員会の中でですね、再度お聞きをしたいなというふうに思いますけれども、でも、教育課長の立場であればですね、そういった部分というのは、本来文書で決裁を受けてですね、行うべきもので、今の話で、再募集は行わない、その例えば工期とか補助金の申請の関係で、もうそこで1者のみでよしとしたということというのは考えられないんですけれども、それに対する決裁文書は…もなかったという理解でよろしいですか。あれば出していただきたい

いんですけれども。先ほどの中にはね、なかったと思いますので、そのところ再度お伺いします。

委員 長 決裁文書があるかどうか。遠藤課長、お願いします。

教育課 長 決裁文書はありません。

委員 長 よろしいですか。

井上委員 はい、結構です。

委員 長 6番の質問を終わります。次に委員の方。

大館委員 確認の意味で聞かせていただきたいんですが、全協の席でね、この業者しかできませんよという、いろいろ今までの経緯の中でという、そういう説明がありましたよね、たしかね。担当課のほうから、そういう説明があつて、もうその時点でもう業者が決定したような印象を受けたんですけども。その原因というのは、今までの事業の流れの中で、その業者しかできませんよという。それで、今の課長の説明の中、井上議員の質問の中で、回答がね、この1者でいいよと決めた判断として、ここしかないような話ですけど、日本の優秀な技術を持った会社、全国で相当あると思うんですけども、そういうところを調査されたのか。電話の問い合わせって、そんな軽いものじゃないと思うんですけど、それはネットとかそういうもので調査できるんじゃないですか。そういうことをされて判断をしたということなんでしょうか。その2点。

委員 長 質問の内容、2点、理解しましたか。まず、それがわからなかったら、もう一度、質問の意味を聞いてもらっていいですから。そうしないと、質疑が噛み合いませんので。もう一度端的にお願いします。

大館委員 1点目は、初めて我々議会に説明を受けたとき、全協の席で、最後のほうにね、この業者、今までの流れの中でこの業者しかできませんから、その1者でやりますよというような、そういうニュアンスの説明を受けた覚えがあるんですけども、その辺のしたこと、やはり今、課長の判断みたいなことを言っていますけれども、日本の優秀な技術のね、集まったとこで、そういう事業をできる業界がいっぱいあると思うんですよ。ほかの自治体も、もう既に手がけているところもあるわけですから、そういう自治体の話を聞いたりとか、そういう自治体同士の話は電話で済む話じゃないですか。そういう調査も、精密な調査を

されたのかどうか。その2点、お願いします。

教 育 課 長 1点目の質問ですが、7月11日の議会全員協議会の中で、ESCO事業という
ことで、その内容の中に、プロポーザルを実施しまして、その業者が最優秀
業者に、提案業者に選定されています、こういった流れの中で説明をしたもの
でありましたので、もう決定した内容を報告したという解釈で、説明したとい
うことです。

大 館 委 員 いいですか。初めて議会に報告する段階でね、もう既に業者が決定しちゃっ
てたというような言い方で、それ解釈していいですか。

教 育 課 長 31年3月6日にですね、議会全員協議会でESCO事業について、公募型プ
ロポーザルを募集する旨の報告を口頭でしております。その後、7月11日に全
協の中でESCO事業のスケジュールという、ESCO事業そのものと、ES
CO事業、スケジュール内容等について説明した中で、この業者が最優秀業者
に選定されていますという報告をしているところでございます。

委 員 長 遠藤課長、ずれてきているのでちょっと質問の内容を確認します。8月の26
日の特別委員会の資料と先ほどの説明から質問させていただきますけども、令和
元年5月7日、最優秀提案者に国際エナジーがもう決まったわけですよ、今も
説明ありましたけど。このときに1者が来て、この業者しかなかった。どうし
てこの業者なのかという質問を12番議員がされているということでよろしいで
すよね、そういう意味ですよ。

大 館 委 員 そうじゃなくて。違うんだよ。

委 員 長 すいません、取り消します。

大 館 委 員 いいですか。初めてね、議会に投げかけられたときの全協の話の中で、初め
て聞いたときですよ、そのプロポーザルやる前の話だと思う。初めて、全協の
中で説明を受けたときに、この業者しか、今までの流れの中で、この業者しか
できませんという説明を受けた覚えがある。

委 員 長 7月11日ね。

大 館 委 員 だから、おかしいでしょという話。それであと、そういう調べ、調査をされ
たかどうか。

委 員 長 ほかにたくさんあるのに。その2点ですか。

大 館 委 員 そうそうそうそう。自治体で既に取り組んでいる自治体があるわけですから。

委 員 長 じゃあ、課長、7月11日に全員協議会で、この業者しかできないという説明をされたら12番議員はお話しされています。そのことに関する説明をお願いします。

教 育 課 長 7月11日の議会全員協議会の中では、ESCO事業のスケジュールといった中で説明で、まず、繰り返しになりますが、平成31年3月6日、公募型プロポーザルの募集要項を町のホームページで公開というものを説明した後、4月26日プロポーザルの審査実施、令和元年5月7日に…。

委 員 長 7月11日のことでいいですよ。

教 育 課 長 はい。(私語あり)

南 雲 委 員 もっと前の7月ですよ。

大 館 委 員 そうだよ、初めて、ここで報告されたときの話だよ。

南 雲 委 員 何年ごろですか。

大 館 委 員 ことしでしょう。(私語あり)

委 員 長 平野委員、関連ですか。どうぞ。許可します。

平 野 委 員 ごめんなさい、ちょっと、そのときのメモがあるので。多分、その大館議員がそれをおっしゃったのが、8月26日の全協の資料のメモなので、多分そのときだと思うんですが、そのときもやはり大館議員が、ここ1者しかないと言協で説明があったんだけどということを質問されて、それでお答えの中で、それはその言い方は誤解でという、今の説明と全く同じ、その7月全協の時点で、もう1者に決まっていたので、そういう言い方ですという。それはだから、言葉の問題だと思うので、そこはちょっと、もうこれ以上、掘らなくてもいいんじゃないかと思います。

委 員 長 12番、今の説明ですと、この業者しかできないという説明はされてなかったというふうなことをメモをされているんです。(私語あり)

大 館 委 員 取り方だから、それはだめだよ。

平 野 委 員 すいません、それ以上。だって、言葉の問題だから、それ以上突っ込んだってしょうがないと思うので、そのお答えだったんですよ、全く同じお答えだっ

たんです。その先から質問していただければいいんですけど。

大 館 委 員 員 それは始まりでしょうよ。それは考え方の相違だよ。それは決めつけちゃいけない。

平 野 委 員 員 だって、ずっと積み上げてるんですから。ずっとこれはね、積み上げてきてるんですから。

委 員 長 この件の1つ目については、言葉の違いがあったということで御理解いただきたいと思います。2番目のESCO事業は、ほかにもたくさん業者があったのに、その方に声をかけなかった理由、もう一度お願いいたします。

大 館 委 員 員 ちょっといいですか。それにあわせてね、課長が判断したというような、先ほど説明されたよな。この事業。だから、その辺の理由とか。課長の判断で、1億5,000万余の判断できるのかというの。ちょっと違うでしょう。

委 員 長 ちょっと混乱してますから。一遍に言っちゃうとかわいそうですので、一つずつで。はい、どうですか、挙手してください。

教 育 課 長 この事業については、プロポーザル方式で公募を行ったところ、1者のみでございました。繰り返しになりますが、そういったことで1者しかなかったというものもございますが、補助金の関係とか工事を納めなきゃいけないと、そういった関係で、補助金申請の関係とかございましたので、1者のみで、他の自治体、そういった調査は、時間の問題というものもございましたので、実施しておりませんでした。

大 館 委 員 員 それは、事務手続上はどんどん進行しても、そういう調査、自分たちの参考資料としての調査は必要じゃないんですか。あなた方が技術者なら、それでいいですよ。そうじゃないわけでしょう。まるっきり、この事業に対しては素人なわけですから、やっぱりそういう日本全体でそういう事業が行われているわけですから、より優秀な事業選定も、まあ選定されちゃってるから、変えるわけにはいかないでしょうけども、でもそれを調査は絶対、自分たちの将来においても、ほかの事業でも、そういうことはする必要はあるんじゃないですか。これ少額な予算じゃないんですよ。

委 員 長 12番議員、一応、回答はされたんでね、今の発言は、大館議員の意見ということで理解させてください。回答は時間がなくてこうだったと。

大 館 委 員 だけど課長の判断で1億…。

委 員 長 それは3点目の質問でいきましょう。2点目はそういうことで、今、回答いたしましたのでね。

3点目です。1億5,000万のこの事業を誰が判断したかということで、もう一度、質問がありますので。大館議員、もう少し詳しくお願いします。3番目の質問です。

大 館 委 員 だから、課長の判断でね、1億5,000万余の事業決定ができるのかという、その辺をどういうふうに考えているのかということだ。

教 育 課 長 3月6日に募集要項に基づきまして募集を行ったところ…。

大 館 委 員 それはいいや、もう、わかったから。

教 育 課 長 誰が判断したか、はい。

大 館 委 員 もっと端的に言ってください。

教 育 課 長 先ほどの答弁のとおり、結果的に1者しか来なかったということ…。

大 館 委 員 そういう話聞いているんじゃない。

教 育 課 長 はい。私が判断をいたしました。

委 員 長 さっきの回答では、それが要項に書いてあったということだよな。

大 館 委 員 できるの。課長判断でできるの。

委 員 長 要項で、1者でも大丈夫だよということを、小野君、お願いします。

施設管理係主査 要項で、1者でもやるという言い方ではなく、1社であった場合やらないという記載がなかった。要は、やらない案件が書いてなかったということでございます。

委 員 長 よろしいですか、そういったことで。

大 館 委 員 全然、聞いていることに答えてない。だめじゃないですか、だって。課長判断でね、1億5,000万余の金が決定できるのかという。

教 育 課 長 今、小野が申したとおり、募集要項をもとに、私が判断をいたしました。

委 員 長 だから、もうそういう回答でよろしいですね、今の回答でね。

大 館 委 員 わかりましたよ、わかりました。

平 野 委 員 ちょっと金額のことで。先ほど小野さんが、このときにはまだ金額は決まっていなかったんだというようなところが、さっきあったので、じゃあこれが、い

つ1億5,000万というのがわかってきたのかという、そこなんじゃないのかな。そうすると判断がどうだったのかが、ちょっとわかるんじゃないでしょうか。

委員長 理解できましたか、4番の質問。わからなかったら、もう少し、質問していいですよ。

施設管理係主査 まず最初に申し上げますと、事業者から提案をいただいた時点で、事業費…すいません、ちょっと今、資料がないのでうろ覚えになってはいますが、約2億6,000万円の事業で申請ございました。その事業者の提案をもとに協議するというのが募集要項上ございますので、事業者の提案が協議させていただきまして、事業費の見直し等を行いまして1億5,000万円程度まで下げさせていただきました。以上でございます。

平野委員 最初は2億6,000万だった提案が、協議の過程で1億5,000万ぐらいになってきたという、それが大体固まったのは、いつぐらいなんでしょうか。

施設管理係主査 固まったのは8月上旬でございます。以上でございます。

平野委員 ありがとうございます。

委員長 8月上旬に、あのときの資料だと、1億まだ6,000万だったよね。

平野委員 そうですね。最初に出た資料ね。

委員長 4番、よろしいですね。

平野委員 はい。

委員長 ほかには質問ございますかね。この辺が本日の会議の中で一番ポイントになる箇所だと思います。ほかの委員の方、どうでしょうかね。また、今の、やりとりの中での質問も結構ですよ。もう少し、ここを聞きたいということで質問してください。

平野委員 今回の少し関係するかなと思うんですが、やっぱり、それにさかのぼる段階で、補助金の応募申請をされていると思うんですが、さっきの2番の補助金のことにもかかわってくるんですが、そのときに当初予算には載せなかったものを、こういうふうには補正で出すためには…じゃない、補助金を申請するためには、何月議会で補正予算で載せますというようなことを言わなきゃいけないということになっていると思うんですけども、その段階では、金額がじゃあわか

ってなかったということでしょうか。

教 育 課 長 もう一度お願いします。

委 員 長 もう一度お願いします。

平 野 委 員 すいません。②のね、さっきの補助金の申請の過程のところに、ちょっと関係するんですが、今の金額が出たので、もう一度確認したいんですが。当初予算に載せないで、このESCOのようなことをやっていくそのときに、補助金申請のときには、何月議会には補正予算を出しますというような、ただし書きを入れるというような、ちょっとQ&Aがあったものですから、そういう段階で、応募申請されたのが5月16日というふうになっていますが、このときには、では、金額が先ほどのお話ではわかってなかったということだと思んですが、それ、そういうふうに思っているんですか。多分、その補助金…じゃない、補助金申請のときに、何月議会には補正予算を組みますというときに、多分、幾らの補正予算をというふうに出すんじゃないかと思うんですが。端的に言うと、その書類があるかどうかを、ちょっと教えていただきたいんですね。

施設管理係主査 まず、プロポーザルのときは、約2億6,000万円の申請をいただきました。その後、事業者等も調整させていただきまして、最初の内示をもらうための応募申請、そのときには約2億円の金額にさせていただいております。その後、内示が出たのが7月の頭、たしか2日か、そのぐらいだったと思うんですが、だったので、約2カ月間あります。そのときまでに、また交付申請の額も…ごめんなさい、また内示をいただいて交付申請を出すときも、1億9,000万まで下げてください。そして最後、業者等とまた話させていただきました。このとき、補助金の団体、環境イノベーションの団体にも、直接赴きまして、こうしたいというお話もさせていただいております。その結果、1億5,000万円という数字が8月上旬、ちょっと日付までは正確にちょっとわからないんですが、8月上旬に固まりまして、それを予算計上させていただいた次第でございます。

今、もう一つの質問でございます、幾ら幾ら載せるというのは、その交付申請、応募申請書と、ごめんなさい、事件（1）②二酸化炭素補助金の内示交付申請決定に係る文書一式の中の応募申請書についてと交付申請書について記

載がございます。以上でございます。

平野委員 ごめんなさい、今ちょっと早口だったんで確認したいんですけども、内示申請というのが5月の16日のことでよろしいですか。

委員長 平野委員、その資料の閲覧を後ですということはどうですか。一つ一つ書き取るよりも、そういう調査権ありますので。

平野委員 そうですね。わかりました。じゃあ、後でまた、あれできなかつたら。

委員長 今の文書については、また預からせていただいて、閲覧させていただくということで、以降のやりとりは割愛させていただきます。

ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

平野委員 ①、②、③のどこに当てはまるかわからない質問があるんですが。

委員長 では、4番。

井上委員 その他じゃないんですか。

平野委員 その他、その他というのがあるの。その他というのがない。

委員長 そうだな。その他が最後に（3）でその他だね、①、②、③に入らないのは、最後に質問していただきたいと思います。

平野委員 じゃあ、今のところではいいです。

委員長 ないようでしたら、ここで3番の最優秀提案者決定については、閉めさせていただきます。暫時休憩をいたしまして、20分から再開いたします。大きい2番の承認第4号専決処分について①令和元年度松田町一般会計補正予算（3号）について。この所管課の担当職員については20分に着座するように、局長から御指示願います。それでは、暫時休憩といたします。（11時08分）

委員長 では、休憩を解いて再開いたします。（11時20分）

議題（2）承認第4号専決処分について①令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）について。これを調査の議題といたします。

それでは、政策推進課長、専決処分をされたこの歳出予算、13ページをお開きください。町民文化センターE S C O事業に要する経費1億5,110万3,000円、うち委託料、設計委託料850万1,000円、施工監理委託料900万、詳細診断委託料420万7,000円、工事請負費1億2,939万5,000円、この内容についての積算について御説明をお願いいたします。マイクを持ってお願いします。初めに

お名前と職名をお願いします。

政策推進課長 それでは、御質問の町民文化センターE S C O事業に要する経費1億5,110万3,000円につきまして、まず歳出のほうの委託料でございます。設計委託料850万1,000円につきましては、この事業の補助事業分でございます。こちらのほうが769万6,700円、町単独分につきましては80万4,100円でございます。この辺の経費につきましては、担当課とですね、理事者を含めてですね、積算の根拠を確認をし、委託料として計上させていただきました。

 続きまして、施工監理委託料につきましては900万円でございます。こちらにつきましては、町単独事業分でございます。施工監理等に伴うものでございます。こちらにつきましては、こちらも担当課のほうから資料をもとにですね、確認をし、計上したものでございます。

 続きまして、詳細診断委託料420万7,000円。こちらにつきましても、町単独事業分でございます。事業内容としましては、契約後における事業内容を確定させるための診断で、詳細設計にあわせて、実際の機器の搬入する際のエネルギー削減量の検証を行い、機器の診断を行うものです。また、機器の設置工事完了後の機器の出力を確認し、エネルギーの削減量等を診断するものでございます。

 続きまして、工事請負費につきましては、1億2,939万5,000円を補正したものでございます。補助事業分につきましては1億2,356万2,658円、単独分につきましては583万2,200円でございます。単独分につきましては、撤去費におけるものでございます。以上でございます。

委　　員　　長 説明が終わりました。それでは質疑へ移ります。

井　上　委　員 まずですね、この補正予算をですね、担当課からの資料によりですね、作成をされたということですが、時系列的には、いつ補正予算のヒアリング、決定等を行ったのかをお伺いをしたいと思います。

政策推進課長 こちらにつきましては、まずですね、本件のE S C O事業の補正につきましては、5月の7日にですね、町の審査会がございました。ここで事業者の優先交渉権者を確定を、権者の確定を行ってございます。その優先交渉権者とですね、の提案内容や事業費及び審査委員会の付託事項等を踏まえて、担当課とそ

のグループ会社と事業費の削減や補助金交付額を含めてですね、協議を進めてきたところでもございます。こうした説明を受け、補正予算額につきましては、最終的に事業者の提案内容や総事業費、その財源内訳を含めてですね、8月の19日の補正予算査定時に予算の金額とその事業の緊急性を確認をし、理事者を含めてですね、町の内容を必要性を十分に協議をして、8月23日の議会に追加議案として提出をさせていただきました。以上です。

井上委員　　まずですね、今、交付申請…じゃないか、5月7日のですね、ESCO事業に関する審査結果が出たという説明をされました。あと、補助金の交付申請等もですね、決裁文書等では政策推進課長もですね、判こを押しているというふうに理解をしています。そうした中でですね、なぜ8月19日までですね、その補正予算を査定をする時期、作成をする時期を延ばしたのか、何かあれば、説明をお願いをしたいと思います。

政策推進課長　　補正の予算査定時におきましては、事業者と担当課と最終的削減、事業の削減の協議をしているということがございました。その協議が、おおむね固まった時期を踏まえて、今回の8月19日になったところでございます。以上です。

井上委員　　あとですね、先ほど、担当課の資料によりそれぞれの額を決定をするという説明がありましたが、それは担当課のですね、内部資料ですか、それともやはり正式な、例えばそのプロポーザルの提案書なり、相手方の見積書なり、そういったもので補正額を決定をしたのか。どの資料により補正額を決定したのかの説明をお願いします。

政策推進課長　　資料につきましては、本日提出しております補正第3号の補正、歳入歳出予算調書の総括表とですね、担当課からいただいた積算資料というものを提出してございます。これをもとに数字を固めたものでございます。以上です。

井上委員　　そこはどこにあるんですか。

委員長　　資料を具体的に示してください。前に出てきて結構です。タイトル名をお願いします。

政策推進課長　　タイトルにつきましては、歳入歳出予算調書総括表とですね、これは積算資料として担当課からいただいた資料で、この前の全員協議会でも報告させていた資料と全く同じものでございます。

委員長 何日付全協ですか。8月23日の資料だね。

後日閲覧の必要性ありますよね。どうしますか。(私語あり) じゃあ、閲覧させてください。

井上委員 やはり、この補正予算をつくったということもありますし、政策推進課というのは、やはり町がですね、そういう契約等を、実際に契約等をですね、執行していくのは契約担当課かと思えますけれども、やはりその事前の中で、適正な町の財政が執行できるように努めていくのが、やはり政策推進課の機能だというふうに私は理解をしています。その中で、今回この補正予算をですね、1者のみでの最優秀提案者からのプロポーザルによる額で行ったということに対して、やはりこれが適正な補正額なのか、やはりこれを適正とするには、やはりそれ以外ですね、見積もりなり提案なりをですね、根拠としなければ、これが適正な金額だという判断は、私はできないというふうに考えますが、その辺についてですね、政策推進課長の対応なり、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員長 質問の意味がわからなかったら、聞いてもらって結構ですから。

政策推進課長 適正という数字につきましては、財政の立場としましては、この担当課が審査委員会を含めて協議をし、その中でも数字等がある程度見ているということです。また、その中に私も委員として入ってございます。(「どの中に」の声あり) 審査委員会ですね。ESCO事業の審査委員会。そちらを踏まえて、数字の確定を、確認をしておりますので、そうした中で適正かどうかというものも、ちょっと時系列につきましては、時間がたってしまったんですけども、担当課を含めて協議をし、適正かどうかを見てきたということです。以上です。

井上委員 今の説明は理解できますが、やはりこの補正額としてもですね、合計で1億5,100万という金額を、1者だけの提出された見積額で、今回の補正予算は査定をしたわけですね。そこに対して、やはり担当課としては、その所管課にですね、補正予算の担当課として、政策推進課として、所管課にやはり、この金額が適正な額かどうかというのを投げかける立場にあると私は思っております。実際には、そういう、これに対する見積もり等とはなかったという説明だと思うんですけども、その辺が適正な執行なのか、その判断は最終的にど

ういう形で、先ほどの審査会の結論だけをもとに行ったのか、それとも、ほかの執行者等との調整の結果されたのか、そこをお伺いをします。

政策推進課長 先ほどの言ったとおりでございますが、まず、審査委員会というのを開いて、そこで各委員さんのほうからですね、いろんな審議をいただき、その中で附帯事項というのがございます、2点ございます。この附帯事項につきましては、この事業の単価が妥当性かどうかというのを検証し、その上で、優秀交渉権者と協議をしていくというふうになってございます。そうした中でですね、その審査委員会も含め、町の理事者、もちろん担当者とその適正かどうかというものを努めてきたところではございます。

井上委員 審査委員会の中でということですよ。

政策推進課長 はい。

井上委員 それは、政策…じゃなくて、ESCO事業に関する審査委員会の中ではね、そういうふうな結論が出たと思うんですけども、やはり町の財政主管課長としての立場から考えると、これだけの大きな額をですね、1者随契の金額でやるという事実は、もう御存じだったわけですよ、補正予算査定の際には。それに対して、1者随契でやった金額でも、そういった審査委員会を通ったんだから妥当なのかという判断、あるいは、やはりそうではなかったとか、また、ほかの執行者等の方に協議をして、補正予算額ですからね、どなたが最終権者なのかわかりませんが、そういった方との協議の中で決定をしたのか。それについて、その今挙げた3つ、またはそれ以外にあれば、それ以外ということでお答えをお願いをしたいと思います。

政策推進課長 まずですね、審査委員会につきましては、私の立場としては、財政の課長として審査委員会に入っております。そうした中で、附帯事項についても、その単価の妥当性、この辺の技術的な部分の単価は私も非常に難しい、審査できなかったもので、そこを附帯事項に、私の立場として、政策推進課の立場としてつけさせていただきました。そうした中でですね、ちょっと8月19日査定までに時間があつたんですけども、その中で、プロポーザルの中で上がった金額が2億6,700というふうな数字で上がってございます。ここは、本当に妥当性がどうかということで、まず国庫補助金の申請時に再度見直しをし、単価の精査を

してございます。こちらは担当課と事業者、選考事業者ですね、優先交渉権者。その後に最終的な交付決定時の後にですね、もう一度、単価の精査をして、さまざまな観点から最終的に1億5,100という数字に変わってございますので、この妥当性につきましては、最終的には財政の立場もありますが、町全体で理事者も含めて、この金額として設定をさせていただいて、補正予算に計上させていただいたものでございます。以上です。

井上委員 最後になりますが、今ですね、最初は2億6,000万から1億5,100万まで下がったので、金額的には妥当ではないかなという説明があったというふうに理解をしたんですけども、それはその国際エナジーとの、だけとの調整だけで2億6,000が1億5,100万円になったと、そういう理解でよろしいんですか、1者だけと調整すればですね、やはり高い安いというのを、そこで判断をしてしまったというふうな、説明から理解をしたんですけども、それでよろしいですか。

政策推進課長 まず、優先交渉権者1者、この優先交渉権者と町と協議をして、この金額になったということでございます。以上です。

委員長 6番、全て質問を終わりましたね。では、ほかの委員の方。ございませんか。

寺嶋委員 ちょっと私もね、余り認識がないので、何を聞いたらいいか、今ちょっと迷っているんですけども。まず、ちょっと1点だけ確認したいのは、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金が最終的には、たしか先ほどの説明のとおりいくと、決まったのは9月12日と何かおっしゃっていませんでしたか。任期前には、いろいろ全員協議会開いてね、やったと思うんですけども。ただね、そうしますと、仮にですよ、9月12日に最終で補助金の交付が、額とかいろいろ決まった場合にね、逆算して、工事とかが今年度31、令和元年度の2月末までに工事やらないと補助金は申請しても、決定しても、使えないよという、そういうことであせってやったんですと、補正予算を上程したと思うんですけども、これで実際ですね、この期間にこれができるという判断で補正予算を出したんでしょうか。その辺のちょっと、今後の工事日程等も加味してね、実際本当にこれ、2月末までできるということを踏んでね、補正予算出してあるんですか。その

辺をお伺いします。

政策推進課長 8月の23日の補正予算を出す時点におきましては、担当課から2月の、国からですね、補助金、2月の末までの完了ということを経済条件に補正の査定をさせていただきます。なので、今回ここで提案する、追加として出すには、やっぱりここでは間に合わないという判断で出したところでございます。以上です。

寺嶋委員 最終的には、実際どのくらい、工期として見積もってね、いるんですか、その辺の、工事はどのくらいの期間をね、実際かかるのかという、その業者…業者というか、その何ですか、プロポーザルするときに、やっぱり事業者からある程度ね、このくらいで終わるからという、そういう何ですか、ものがね、実際提示してないんですよ。提示はありましたか。このくらいの期間でね、実際終わりますよとか、そういう金額の見積もり出したよね、最初の、2億幾らという、事業者から提案があったときに、工期のほうもちゃんと提案がありましたか。大体、見積もりとしての。その辺がよくわかりませんので、お聞きいたします。

副町長 じゃあ、私のほうから御説明させていただきます。この補助事業につきましては、2月末日までに補助事業は完了しなさいというルールがございました。これ国のほうからのルールでございます。それにあわせてですね、私どもも、提案者とですね、協議を町のほうとしております。そのときにですね、やはり設備の製作ですとか、いうところに何ヶ月かかりますという打ち合わせですね、担当課のほうでしております。その工期も踏まえてですね、この前、補正予算という部分もですね、提案をさせていただいているところですので、金額だけではなく、その工期も含めてですね、検討をして提案をさせていただいているというところではございます。

委員長 11番、寺嶋議員、専決処分の4号の専決処分書の理由、そこにしっかりと2月末日までに事業完了ということで記載がありますので、これでよろしいですね。

寺嶋委員 これはいいんです。

委員長 では、質問よろしいですか。あと回答してないの、ありますか。11番、よろしいですか。

寺嶋委員 はい、いいです。

委員長 では、ほかに質問のある方。

大館委員 最初の価格提示が2億6,000万でね、いろいろ精査して1億5,100万円になったという、話にすれば半分になっちゃったわけじゃないですか。まあ、事業内容についても何を削ったのかとかという、そういうものがあってね、裏づけがあって半分になったらいいけど、普通、じゃあ最初提示された価格で契約しましょうよとなると、半分になるというのは常識論では考えられない範囲じゃないですか。その辺をどういうふうに考えていられたか、ちょっと。

副町長 それでは、お答えします。私どもがですね、審査会としてですね、審査をしたときは2億…概数ですいません、約2億6,000万で審査をいたしました。そのときはですね、町民文化センター全体的の規模でですね、提案がございました。やはり、町といたしましては、そのときに最優秀提案者というのは決定させていただきましたが、その後です、今度、町とその提案者との協議に入ります。その協議のときにですね、やはり町も当然、財政的なことも踏まえながらですね、工事費というところじゃなくて、この工事は、工種はですね、今の時期でなくてもいいでしょうとか、その工種も削減していった、削除していったという部分もございます。ですから、単価だけで約1億近いところを下げたのではなくてですね、この工事は今、必要ではないだろうと、後でもいいのではないかというところの協議をさせていただいてですね、結果的に補正でお示しさせていただいた約1億5,000というところにもって行ってございます。ですから、単価だけの協議ではございません。工種も踏まえて協議をさせていただいたというところでございます。以上です。

大館委員 内容はわかりました。ただ、その削った工事についてね、町民の皆さんが要求する文化センターのあり方について、影響が出るのか出ないのかと、その削ったことでね、その辺がちょっと詳細についてはまだ説明、たしか、受けていないですね。だから単純にそういうふうを考えちゃったんですけど。その辺らも含めて、説明をしなければいけなかったのかなという感じですがけれども。その辺はどうでしょうか。

副町長 大館議員のおっしゃるとおりですね、ちょっと説明不足だったというところ

は反省をしなければならぬと思います。また、この辺もですね、じゃあその工種を削ったというのは、やはり優先順位というところが一つあると思います。緊急性があるものからですね、修繕をさせていただくというところが、まず第一だというふうに、私も考えております。もしですね、その辺の説明をさせていただくのであればですね、担当課のほうのですね、入室を許可していただいた中でですね、内容をですね、説明させていただければというふうに考えますが、よろしく願いいたします。

大 館 委 員 説明はわかりました。本来であればね、この半分に減ったというね、その要因というのをちゃんと説明すべき話でしょう。単純に値段を下げちゃったのかなど。ちょこっと何か聞いたような気もするんですけど。もう少し、親切にその事業について説明する必要があったのかなと感じますけども。今後そういうことを十分に配慮していただきたいと思います。以上。

委 員 長 ほかの方、質問ある方おいでですか。では、ないようですので、①令和元年補正予算3号について、これで閉めさせていただきます。

お諮りします。承認第4号専決処分②から④設計委託契約、これについては本日午後からということで、引き続き審査委員会を行います。暫時休憩といたしまして、1時30分から再開いたします。よろしく願いします。1時30分から再開いたします。なお、ここには重要な書類があります。皆さんの集まりぐあいで、何人か集まったら局長のほうで判断で開けてください。よろしく願いします。それでは、1時半から、よろしく願いいたします。

(11時47分)

委 員 長 お集まりということで、休憩を解いて再開をさせていただきます。

(13時30分)

議題につきましては、(2)承認第4号専決処分について、②承認第4号専決処分について、これを議題といたします。

この件に関しては、ご存じのように、10月3日、専決処分について不承認になっております。そういった場合には、長は速やかに必要と認める措置を講じ、その旨を議会に報告しなければならないと、このようになっております。そういったことから、この専決処分が未承認になったんで、その後の町の対応につい

てお伺いいたします。よろしく申し上げます。

政策推進課長 10月3日の臨時会におきまして承認を求めた件でございますが、不承認ということで、自治法上の第179条第4項の規定により、長が速やかにということ、次の議会に報告するということになります。こちらにつきましては、今です、町のほうで最終的な措置の状況を文章に固めます、次の議会で報告させていただきたいという状況でございます。以上です。

委員長 という回答ですけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。6番、どうですか。

井上委員 その前にですね、10月3日の臨時会の中でも専決処分の理由についてですね、町長のほうから提案説明として上げられたんですけれども、そのときもいろいろ話はしたんですけどもね。その専決処分を行うときに、議会を開くいとまがないという理由で説明があったと思いますが、そのことに対して政策推進課長のほうでは、県等とのですね、やりとりがあったのかなかったのか。あったとすれば、どういうふうな県とのやりとりがあったのかについて説明をお願いをしたいと思います。

政策推進課長 本件につきましては、専決処分の理由等を含めてですね、説明を、神奈川県各市町村課に私が直接伺いをしました。専決処分になるまでの経緯をですね、全て市町村課に説明をし、その上で市町村課のほうの回答をいただいております。それを受けて今回の専決処分をさせていただいたということで、法律的な部分、自治法上の速やかにということもありますが、その理由ですね。理由についても全て町側の今回の専決処分の理由でございますが、国庫補助金、財源の確保が図られたこと、あるいは、その期間が2月に…令和2年の2月末までの事業として完了を求められていること、それらを含め、早急にその整備を進めることで町民の生命・財産を保護し、次世代にも安全で安心な設備・機能を提供するという観点を踏まえて、市町村課と調整をし、今回の専決処分をさせていただいたということでございます。以上です。

井上委員 その補助金等のこういう理由があるからということで、市町村課に説明をしたならば、市町村課はそれでは大丈夫だよというふうな回答をしたというふうな理解をしてよろしいんですか。

政策推進課長 補助金等もございませう。補助金も含めて、今回の理由は、補助金の条件、そして緊急性としてその故障リスクですな。故障リスク。そして、工期等も踏まえてですな、また、町民の、最終的には町民のためのということで今回の事業を進めさせていただくという観点を踏まえて、その理由として今回の専決処分をしてくださいというような形で市町村課と調整をした次第でございませう。以上です。

井上委員 そういった理由も市町村課のほうでは当然承知をして、そういった理由であるならば適当であるというふうな回答があったというふうに理解をしましませう。

あとですな、先ほど説明の中では、長が次の議会で措置について不承認となった場合の措置について報告をするということですがけれども、それはどういうふうな内容かというのは、もう既に決定をしましませうか。

政策推進課長 不承認になった…不承認に伴う措置についてということで、まず1つ目としては専決処分の経緯と不承認についてという、今、文書をつくってございませう。

井上委員 もう一度ゆっくり…。

委員長 ゆっくりお願いします。

政策推進課長 専決処分の経緯と不承認についてが1つ目でございませう。その1つ目の中に専決処分に至った理由を記載するような形で今進めております。その1つ目のもう一つとしまして、専決処分後の議会提案について。専決処分後の議会提案について。2つ目といたしまして、専決処分の不承認に伴う措置についてが大きく2つ目として記載をさせていただきます。（「もう一回言って」の声あり）専決処分の不承認に伴う措置について。3つ目になります。ごめんなさい。1つ目が専決処分の経緯と不承認についてということで、その中に括弧書きとして、専決処分に至った理由と、専決処分後の議会提案についてを記載させていただきます。2つ目が専決処分の不承認に伴う措置について。3つ目につきましても、改善に向けた取り組み等について。改善に向けた取り組み等についてでございませう。4番、最後なんですな、一応結びにということで、最後になりますがということで、最終的に町の方向性と、町民に対して御理解をいただくための記載をさせていただきます。こちらにつきましては、次の議会に報告させていただくとともにですな、この措置については広く、まず町民に知

らしめるということがございますので、ホームページや広報等でも報告をさせていただくものでございます。以上です。

平野委員 最後をもう一度お願いします。④について。

政策推進課長 最後、結びにということで記載をさせて…結びにということで。これは長のこと、長が最終的にお願いを町民に対して報告をするというようなことで記載をさせていただく予定でございます。

平野委員 町の方向性と…。

南雲委員 町民の御理解を…。

委員長 町民に対して理解を求める。

政策推進課長 町の今後の方向性と、町民に対するおわびということですね。

平野委員 その後…ごめんなさい。その後がちょっと聞き取れなかったんです。記載まで出ましたね。

政策推進課長 はい。

委員長 よろしいですか。4番、平野さん、いいですね。

平野委員 はい。

井上委員 今の中です、ちょっと番号がよくわからないですけども。後の②の後段の部分ですかね、不承認に伴う措置というのはどういう内容か、わかれば説明をお願いをしたいと思います。

政策推進課長 現在は最終調整をしておりますので、そこはまだ記載の細かいところまでは方向性は決まっておられません。以上です。

委員長 6番、よろしいですか。

井上委員 結構です。

委員長 では、ほかに、専決処分に関する事で、ほかの委員さん、御意見を御願いたします。

大舘委員 揚げ足取るようで申しわけないんですけども、このESCO事業をしないと、町民の生命・財産にかかわるといような説明があったと思うんですが、間接的にいけばそういう可能性もあるわけですけども、今すぐ壊れちゃうとかという話じゃないわけですよ。それが果たして的確な理由になるのかどうか、その辺はどうなんですか。

政策推進課長 この事由に…理由につきましては、町民の財産ということで、避難所として位置づけているところもございます。今回の災害等も含めましてですね、そうした観点で町としては緊急性ということで、方針として考えているところがございます。以上です。

委員長 12番、よろしいですか。では、ほかの委員の方。

井上委員 ちょっと、先ほど1点ですね、聞き忘れまして。先ほどですね、政策推進課長は県の市町村課と打ち合わせをしたということですがけれども、その日時と担当者の方がわかったらお知らせ願いたいんですけども。

政策推進課長 申しわけございません、手帳がないので、ちょっと申しわけございませんが、補正を出す1週間ほど前で、市町村課…ちょうど議会中でした、本会議、県議会。そこの部長さんがいなくて、そのほかの課長さんと課長代理さんと担当4人が一緒に来ていただいて…。

井上委員 もう一回言ってください。市町村課長と…。

政策推進課長 市町村課長と課長補佐。

井上委員 課長補佐と。

政策推進課長 担当ですね。担当者が、2名が一緒に同席させていただいて…。

井上委員 何班。担当者は何班。

政策推進課長 担当者は何々。

委員長 行政班とか。

政策推進課長 ああ。財政班ですね。ここは財政班です。

委員長 財政。財政グループ。

政策推進課長 財政グループです。そうです。財政グループです。

井上委員 が担当した。

政策推進課長 はい。

井上委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、2番、承認第4号専決処分について、ここで閉じさせていただきます。

次に、③工事請負仮契約について。このことについて、議員各位はもう承知

されていると思いますけれども、21日の月曜日ですか、臨時会ということで話が来ております。まだこれは調整の段階です。協議の段階です。一応、21日に開かれる前提で今のお話進めているというふうに解釈させていただきます。それで、この工事の仮契約について、当然指名選考委員会やって仮契約まで結ばれると思うんですけども、その流れ、時系列でまず説明をお願いしたいと思います。

参事兼総務課長 選考の…業者の選考のですね、流れについて説明をさせていただきます。今回のESCO事業につきましては、まず教育課のほうでESCO事業の執行についてということで起案されたものが決裁されます。そのコピーとですね、選考委員会の指名者の推薦についてということで、推薦依頼書と一緒に添付されて、総務課の管財係のほうに届けられます。それをもって管財係のほうでですね、業者の指名選考委員会の開催についてということで、委員会の開催通知を発するということとなります。その中で教育課から上がってきた、今回はプロポーザル方式によります1者の随契ということで参っておりますので、そのものをですね、選考委員会の議題として1者の随意契約という形で選考をさせていただき開催をさせていただいたということでございます。そこの中の選考委員会につきましては、松田町選考委員会の規則が…すいません。規程ですね。選考委員会規程がございまして、その中で申し上げますと、委員長が副町長、以下、内部関係課長が委員となっております、その中で審査は行われ、1者の随契であります今回JAG国際エナジー株式会社が選考されたということでございます。

委員長 図書関係の説明していただけますか。特に日時、また起案者名、そのような形で、時系列でしっかりした流れについて、もう少し丁寧に説明をお願いいたします。（私語あり）

参事兼総務課長 令和元年9月30日の起案日でございます。起案者につきましては教育課施設管理係、小野主査でございます。

井上委員 それは何。

委員長 9月30日のタイトル。

参事兼総務課長 失礼しました。令和元年度松田町民文化センターESCO事業の執行につい

て伺いの文書で…起案文書でございます。

委 員 長

いいですよ、次にどうぞ。

参事兼総務課長

次の起案を起こす前にですね、今の執行についての伺いのコピーをされたものが入札指名者推薦依頼書、これは令和元年9月30日、松田町建設工事等入札業者指名選考委員会委員長殿。所属、教育課課長、遠藤洋一から出されたものでございます。この依頼書と、先ほどの執行の事業のコピーが添付されて総務課のほうに提出をされております。それをもちまして、令和元年10月1日、総務課管財係、鍵和田主事の起案によります、この時点で第13回松田町建設工事等入札業者指名選考委員会の開催について伺いということで、起案文書が作成されております。

井 上 委 員

それは日付はいつですか。

参事兼総務課長

令和元年10月1日です。

委 員 長

指名選考委員会の開催ですね。

参事兼総務課長

選考委員会の開催についてです。

委 員 長

開催日はいつですか。

参事兼総務課長

開催日につきましては各委員での開催通知でございますので、令和元年10月2日（水曜日）、場所につきましては防災対策室という通知でございます。

その中で、選考委員会の中で諮る入札指名者推薦書、これは総務課管財係が作成するものでございますが、規定によります第2号様式、第5条関係でございますけれども、議案としては第13-1号ということで、件名、令和元年度松田町町民文化センターE S C O事業。設計金額等、1億2,088万2,000円から1億5,110万3,000円。概要につきましては、設計委託、電気工事、空調工事、詳細診断委託、施工監理委託という概要でございます。今回1者ですので、推薦理由といたしましては、プロポーザル方式を採用し、審査委員会を実施していると。この選定において企画提案の内容及び業務遂行能力などの視点から、すぐれた提案をした最優秀提案者を選考したことなどから…選定したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による競争入札に適用しないと認められるので、随意契約とするという推薦理由でございます。

次の者を推薦しますということで、松田町建設工事等入札業者指名選考委員

会委員長殿。令和元年10月2日、総務課長補佐兼庶務係長、鍵和田洋から出されております。これにつきましては、私が委員になっておりますので、推薦書の提出については課長補佐のほうで行っているというものでございます。業者名といたしまして、JAG国際エナジー株式会社。代表者名、坂根多加弘。住所、東京都丸の内3丁目1番1号。以下余白。以上の推薦書を提出してございます。

その中で審査をされた結果ですね、最終的に入札指名者審査結果書ということで、議案第13-1号、令和元年10月2日、松田町建設工事等入札業者指名選考委員会委員長から、松田町長、本山博幸殿ということで、次のとおり選考しました。審査日時、令和元年10月2日、午前8時30分。審査場所、松田町役場防災対策室。件名、令和元年度松田町民文化センターESCO事業。設計金額等、1億2,088万2,000円から1億5,110万3,000円。業者名、JAG国際エナジー株式会社。代表者名、坂根多加弘。住所、東京都丸の内3丁目1番1号という結果書が提出されております。

委員長 10月2日ですね。

参事兼総務課長 10月2日です。その後続きまして、令和元年10月7日付でございます。総務課管財係、鍵和田主事の起案によるものでございます。令和元年度松田町民文化センターESCO事業に係る見積徴収についての伺いの起案でございます。これにつきましては、先ほど結果書で決定いたしましたJAG国際エナジー株式会社宛てに、松田町長、本山博幸から見積徴収についての通知でございます。件名につきましては、令和元年度松田町民文化センターESCO事業。実施場所につきましては、見積徴収の実施場所でございますが、松田町松田惣領2078番地。見積書提出の期限及び場所につきましては、令和元年10月16日（水曜日）、松田町役場3階防災対策室でございます。見積もり内容については設計書を添付しているということでございます。以下…以下条件等もお読みしたほうがよろしいですか。

委員長 とりあえずそこまで結構です。

参事兼総務課長 よろしいですか。

委員長 あと、わからなかったら後で質問しますから。

参事兼総務課長 今現在ではここまでの段階で工事契約に向けての処理、事務手続をしている
ということでございます。以上です。

委 員 長 1点だけ。10月16日が期限なんですけど、今現在届いているかどうか。

参事兼総務課長 まだ届いておりません。

委 員 長 届いてない。

参事兼総務課長 はい。

委 員 長 わかりました。じゃあ、一回自席にお戻りになってください。

ただいまの総務参事…小田参事から説明が終わりました。これに対して質疑
ある方はお願いいたします。

井 上 委 員 今の説明の中でですね、1点、指名選考委員会というのは、やはり実際の適
正なですね、契約執行にかかる部分で、重要な機関だというふうに認識をして
おります。その中で、今回のですね、競争入札に適さないというですね、結果
を出したということで、その理由及び考え方についてお聞かせ願いたいと思
います。

参事兼総務課長 私もこの選考委員会の委員になっておりますので、ちょっとお答えが難しい
部分はございますけれども、今回プロポーザル…公募型のプロポーザル方式に
よって、結果的に1者の推薦がなされたわけでございます。選考委員会といた
しましては、その1者を選定された審査会で決定したものでありますので、そ
こで最優秀提案者として、交渉権者として選ばれているわけですから、選考委
員会としてはそれを尊重させていただくということになるろうかと思えます。で
すので、その1者に対して業務遂行ができるかどうかという判断と、あとはそ
の事業者がどういった事業概要で事業をされているのかなど、そういった会社
の概要なども含めながら選定…選考委員会の中で審査をした中で最終的に随意
契約をしたと。随意契約での1者ということで決定したということございま
す。

基本的には契約規則の中では競争入札、または一般競争入札というのが一般
的でございますけれども、今回そのプロポーザル方式によって選ばれた1者で
ございますので、そこは随意契約という形で選考させていただくことござ
います。

井上委員 その説明はわかりますけれども、ただ、基本的な形としてですね、例えば総務省等が出しているプロポーザル方式の契約については、随意契約が対象の要件についてはプロポーザル方式というのは適当であるが、そうでないものについては望ましくないというふうになっているわけですね。ですので、そのところをまげて…まげてというか、判断をですね、違えているのではないかなというふうに思いますが、まずプロポーザル方式を1者随契でよしとした、その選考委員会の結果というのはありますけれども、やはりそのプロポーザルの選考委員会とは、指名選考委員会としては、全く違う立場で、適正な契約を資するための指名選考委員会だというふうに思います。その中で随契であるべきプロポーザル方式の要件をそこでは違えているわけですね。受電設備とか空調設備の工事というのは、当然それぞれの単体で行う場合にはですね、随契で行うというのは想定できないわけですね。ですので、そこで指名選考委員会がそういう結論を出したというのは、もう…先ほどの説明ですと、プロポーザル選考委員会で方向性を出しちゃったからそれでいいよというふうに聞こえたんですけども、それらの考え方について、指名選考委員会はというふうに考えられたのか。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。やはり、今回のですね、JAG国際エナジー株式会社はコンサルティング会社でございます。基本的にはこういった、要は設計、施工、監理までを一括して、要はデザインする会社でございます。ですので、今回工事請負費という形ではございますけれども、設計から完成までを一括してコンサルティング、要はマネジメントする業種といいますかね、業者でございます。公共団体との要は工事関係といいますか、実施についてはさほど経験はございませんが、民間とのそのESCO事業については、かなりの実績を持たれている会社でございます。また、今回のそのJAG国際エナジー株式会社さんの実際の工事を行う会社というのは、その下請になります。これらの、要は構成の会社の概要も選考委員会の中で議論になった部分でございますけれども、そういったところをですね、最終的に加味した中で、先ほど申しましたとおり、プロポーザルで1者、最終的には1者の表明しかございませんでしたけれども、その中で会社概要、または事業実績、その辺の部分をですね、慎重

に審議した中で、結果的には1者の随意契約という形…あ、随契。失礼しました。随意契約という形をとりましたけれども、事業のほうはしっかり執行できるというふうに思っています。

先ほど委員さんおっしゃられましたように、単体の工事であれば当然競争入札ということが当たり前といたしますかですね、当然の執行の仕方だというふうには十分思っていますけれども、今回は設計、施工、監理、全て1者で行うというところでございますので、今回のプロポーザルで選ばれた業者を選考委員会の中で選定させていただいたという経緯でございます。

井上委員 先ほどの決裁文書等の資料説明の中には、今説明があったそのJAG国際エナジーは民間のですね、実績がかなりあるという説明がありましたけれども、そういった実績について載っているですね、資料があればですね、ちょっと示していただきたいんですけども。選考委員会に出されたんでしょう。

参事兼総務課長 今回の資料提出の中にはそれは入ってございませんので、資料はございますので、提出はできると思います。

委員長 ちょっと待ってください。

井上委員 それは、指名選考委員会の中にその選考委員の審査の中で必要な資料として出されたものが文書の中にないわけですか。

参事兼総務課長 すいません、失礼いたしました。起案書で、公文書としてですね、選考委員会でかけられた資料の中には、今言ったその実績についての資料ございました。ただ、委員としてですね、その資料は手元には持たない、全部所管に返してしまうということをしておりますので、今回の起案の中にはちょっと入ってございません。ですので、今言われました実績の資料というのは提出することは可能でございます。

井上委員 じゃあ、委員長のほうの許可をいただいてですね、その資料を提出していただきたいと思うんですけども。

委員長 それに関しても閲覧ということでお願いしたいと思います。

あと1点副町長にちょっと相談させていただきたいというか、お願いがあるんですけども、我々きょう4時までという時間の中で、いろいろ今、もう少し見てみたい書類、これについて、別室、この部屋と隣の2部屋に分かれて、

ある程度手分けをしてね、確認作業を行うという予定でいたんですけれども、あとこのペースでやって2時間ですと、そこまで進めるのは非常に難しいということが予想されます。これから委員でまた調整しますけれども、閲覧が必要なものについて、コピーでいただくということはいかがかという相談なんですけれども。何点か見てみたい、もう少し確認したいという文書が今まで出ております。そういったものに関して、本来であれば閲覧をさせていただくということなんですけども、時間の都合で、その部分についてコピーをいただくということができかどうか、これについてどうでしょうかね。

副 町 長 その時間内ではですね、間に合う、間に合わないもあるかもしれませんが、私のほうとしてはですね、努力をさせていただいてですね、できる限り御協力をさせていただければというふうに考えています。以上です。

参事兼総務課長 それは原本を、コピーを1部で用意するという事で…。

委 員 長 そうです。1部で結構です。

参事兼総務課長 承知しました。

委 員 長 では、よろしく申し上げます。可能な限り、閲覧をする時間があればやりまますけど、なかったらやはり効率よく進めるためには、そういったことで御協力をお願いいたします。

ほかにこの件で何か質問ある方、挙手をお願いします。

では、3番の工事請負仮契約について、これについて、ここで閉めてよろしいでしょうか。では、閉めさせていただきます。

最後、設計委託契約について。このことにつきましては、こちらの補正予算、専決処分をされた補正第3号、その中の設計委託料850万ほど出ております。先ほど小田総務参事からお話が出たのが、国際エナジーに10月7日かな、付で、見積徴収通知を出したと。そのときに設計書を添付したというふうなお話でした。俗に言う単抜きの設計書ですよ。それを見て札を入れてくると。見積もりを入れてくると。それが10月16日が期限だけど、まだ来てないと。これから着く可能性もあるし、着いている可能性もあるんですけど。そのときに、当然設計書を添付しているわけなんで、この設計書、設計委託料、これについて9月30日に専決しましたから、これは執行できるわけです。設計金額が出るまで

の経緯、設計書をつけてあるんだから、それができるまでの経緯について説明をお願いします。

教 育 課 長 この事業につきましては、予算的には工事請負費と委託料というふうに分かれておりますが、一括契約により、実施するものでございます。

委 員 長 ということは、まだ契約してない。契約してないということね。そうすると、先ほど小田参事が言われた設計書を添付したということと、今、矛盾があるんですけども、それについて、お願いします。

教 育 課 長 最優秀提案業者の資料の提案をもとに設計書を町においてつくったものを起案に添付したものでございます。

委 員 長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにこの設計委託契約について、御質問のある方、お願いします。予算金額850万1,000円です。

井 上 委 員 この1億5,000万を超える事業費をですね…の契約をするのに、一括で契約をして、事業者のプロポーザルで提案されたときに出した見積もりをもとに単抜きをつくってそれで出してもらう、これは余りにも乱暴なやり方ではないかなと。100万以下とか、その程度の事業契約であれば、また緊急等の理由もあればですね、それは理解できますけれども、この1億5,000万を一括契約でやる。わざわざここに設計委託料と詳細診断委託料。先ほどありましたように、詳細診断委託料は工事の着工前、着工後にやるというような説明をわざわざしてあるのにですね、今これ一括契約でやって、着工前のその詳細診断委託料というのはどういう取り扱いになるのか。また、こういうふうな設計内容で適正な設計ができるのか、それについてお伺いをします。

委 員 長 質問の意味、わかりますか。

井 上 委 員 詳細診断委託料の着工前について、それはどういう考え方で、できるのか。もうここで契約を一括契約しちゃうと、その詳細前…着工前の詳細診断というのはできないんじゃないかなと。それに対する考え方はどうかと。まず、設計委託料も1億5,000万を…。

委 員 長 ちょっと、ゆっくり…ゆっくり話してやってください。

井 上 委 員 設計委託料を一括契約でやるというと、1億5,000万を超える工事をその一

括契約でやり、業者から出た見積もりを単抜きで出したものでね、適正な契約ができるんですかと、その2点です。

教 育 課 長 1点目の事前診断につきましては、事業内容…事業提案の内容を作成するための事前診断でございます。当然これについては契約等を行っていないため、町からの支払いの義務はございません。具体的には、電気の使用料のデータや現場の調査等、既存の情報をもとに事業内容、これはエネルギーの削減量等を机上での検証や設定を行ったものでございます。1点目の質問は事前診断ということで解釈していただきたいと思います。

2点目の設計委託につきましては、やはり事業提案をもとにということで、なかなか役場の職員でははかり知れない専門的な業務でございますので、そういった提案を受けた中での業務推進ということで、設計書というのを作成しました。それをもとに事業を執行するものでございます。

井 上 委 員 じゃあ、もう一回確認しますけれども、詳細診断委託料の着工前の状況を診断をするというのは、もう既にやってしまったと。契約もしていないのにやってしまったという理解でよろしいですか。

教 育 課 長 繰り返しになりますが、事業提案をするための事前診断ということで行ったものでございます。

井 上 委 員 だから、それはもうやっちゃったんでしょう。

教 育 課 長 はい。

井 上 委 員 だから、払わなくてもいいんでしょう、対価は。このじゃあ、420万の2分の1は未執行になると。

教 育 課 長 予算における診断の…詳細診断ということで、契約後において事業内容を確定させるための診断でございます。また、国庫補助の要件としまして、最終報告として診断する目的もでございますので、そういったものを予算化、予算計上したものでございます。

井 上 委 員 じゃあ、この補正予算書に載っている詳細診断委託料の420万というのは、事後の調査に420万もかかるということですか。

教 育 課 長 そのとおりでございます。

井 上 委 員 そこは、説明は理解できました。ちょっと内容的には理解できませんけども。

あと、設計委託料の850万ですね。これについては1億5,100万の事業費の中にこの設計委託料が入っているということで、それを一括して契約をこれからやるということについては、どうしても理解ができません。これから…一括契約の中にこの工事請負費の設計をするわけですよ。それ、どういうふうにやって設計をするのか。もう契約しちゃってればね、それも全部契約も施工も同一会社、同一グループ会社でやるのであれば、幾らでもできちゃいますよね。そういう理解で、私はそういうふう理解したんですね。そういう理解で合っているかどうかだけお答えをお願いをしたいと思います。

教 育 課 長 すいません、質問をもう一度お願いいたします。

井 上 委 員 これから1億5,100万の契約をするわけですよ。本来は設計委託というのはそういう工事請負に対する単価とか、さまざまな経費を計算をして、その工事請負の締結のために設計図書をつくる。それにかかる経費がここに書いてあります850万1,000円だと私は理解していますので。ただ、この、先ほどの設計委託の説明は、全部これを含めて1億5,100万円の事業費に対する契約をこれからやるということは、本来事前にやるべき設計委託料はもうその、これから既に、これからやる一括契約の中に入って、契約を終えてからこの設計委託料の850万円分は執行されるという理解で合っていますかと。

政 策 推 進 課 長 まず、この事業につきましては公募型プロポーザルということで、町が定めた方法の一つと。その目的につきましては、設計から、先ほど言った維持管理、ランニングコストまで含めて、費用対効果を含めた形を十分に精査をし、この事業に進んでございます。そうした中ですね、提案を求めて1者のみということになったものでございまして、この募集要項等も含めて、全ての事業を一括してこの企業体として提案をさせていただいたので、今回は一括契約というふうになったものでございます。以上です。

井 上 委 員 結構です。

委 員 長 よろしいですか。ほかの委員の方、質問ありますか。

ないようですので、4番、閉じさせていただきます。

先ほど平野委員から提案があったとおり、3番ということで、大きい括弧で3番その他ということを入れてほしいということで、議題1、2で行った以外

に質問があればそこでお願いしたいという提案がありました。そのように皆様にお諮りしてその他を設定させていただきましたので、その他に入らせていただきます。質問のある方挙手願います。

平野委員 本当にちょっと細かいことになってしまいますが、私は3日の賛成討論でもお話ししたとおり、事業に関してはこれはやってほしいと思っているんですが、プロセスの中でやっぱりちょっと疑問点は残っているんだよというお話をさせていただいたと思うんですが。そのうちの一つなんですが、ずっとこのお話が始まってから、最初のころから説明の中にも、文書の中にもある、電気系統が故障すると約1,000軒の停電になりますというような文章が何回も、文でちゃんと出ているんですけども、この約1,000軒の停電状態になるおそれがあるという言葉はどこから出てきたのか。それに対して実際にそうなのかという調査は町側がしたのかを教えてください。

施設管理係主査 1,000軒の停電については、波及事故と申すんですが、そちらにつきまして私は私が東京電力の相模支店のほうに電話をかけさせていただきまして、そういった事象が起こる可能性があるというところでお話を伺っております。以上でございます。

委員長 4番、よろしいですか。

平野委員 東電の相模…。

委員長 相模支店。

平野委員 相模支店。（「相模原支店」の声あり）相模原支店。

委員長 相模原支店。

平野委員 その担当部署みたいなのがわかりますか。

施設管理係主査 名前まで書いたメモがあるんですが、ちょっと今お持ちしておりません。後で、必要とあれば申し上げさせていただきます。

平野委員 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

委員長 御質問はそれだけでよろしいですか。

平野委員 はい。あ、ごめんなさい。すいません。

委員長 どうぞ。

平野委員 すいません、すいません。それがいつだったのか教えてください。（「その

メモに記載がございますので」の声あり)

委員長 では、暫時休憩して、そのメモをとってきてもらってよろしいですか。(私語あり)では、今、そのメモをお持ちになるまでは休憩ということで。

(14時20分)

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。(14時23分)

施設管理係主査 これは令和元年8月26日(月曜日)の午後3時45分に、東京電力相模原センターの高橋さんという方に電話で確認させていただきました。すいません、所属の課等については記載…メモがございませんので、ちょっとわかりかねるところがございます。以上でございます。

平野委員 ありがとうございます。なぜこれを聞いたのかというと、やはりちょっと、一番最初からこの言葉がずっとついて回ってきたので、何か、ちょっとやっぱり、少しおどし的な文章だなというのをすごく感じたところだったんですね、最初、この文書をもらった時点で。私たちも、議会側としても、いや、これは本当なのかなみたいなところで、ちょっと何人か心当たり、やはり東電関係など聞いてみたりしたところが、それはそうじゃないという答えもあったりしたものですから、何かちょっとそういうところは不正確なのかなというのは気になっていたところではあります。ただ、やはりそういうふうに東電側の中にそんなお答えをされた方がいらっしゃるということも確認できたので、それはわかりました。それは聞いた、それ東電関係につてがあって聞いたりしてて、ちょっとそこは答えが違ったなという、その確認になりました。ありがとうございます。

施設管理係主査 教育委員会のほうで今年の12月にですね、12月の10日(月曜日)、平成30年12月10日(月曜日)に、松島電気管理事務所のほうからですね、その波及事故の件につきまして記載がございました。あ、そうですね。自家用電気工作物定期点検試験報告書というところで、それをいただいております、その中で波及事故についての記載がございます。

委員長 それで、その裏をとったのが8月26日。

施設管理係主査 そこで伺っていたんですけども、ちゃんと確認するよにということで確認しました。以上です。

委員長 だから、要は30年の12月にこれが出たということだよ。それで、1つの業者だけじゃだめだから、東電に確認したと、それが8月と。わかりました。

ほかにはその中で、何かありますか。

ないようですので、では、調査項目のその他についてはここで閉じさせていただきます。

議題3、今度は大きいその他です。これについて、全般的なもので何かありましたら。なしでよろしいでしょうか。

それでは、説明員の方にお話しします。先ほどコピーというお話ししたんですけども、閲覧させていただきたいもの、ここに全部出てるんでね、時間も意外に早く終わったんで、これから休憩を置いて、閲覧の時間にさせていただきます。また何かありましたら呼びいたしますけれども、この段階では一度退席していただくということでお願いしたいと思います。それでは、説明員の方、退席してください。（「追加資料出してもらわないといけない」の声あり）あの資料は何だっけ。後から提出して…（「事業実績があるという。実績がある、民間の事業実績がいっぱいある」の声あり）国際エナジーが民間実績がいっぱいある。それだけ持ってきてください。（「どうもありがとうございました」の声あり）御苦労さまです。

（町側職員 退席）

傍聴人の方はそのまま引き続いていられても結構です。ここから秘密会とかそういう形はとりません。

一応、ここから進め方の提案なんですけれども、先ほど開催時に4項目お話ししました。説明員から提出された資料に基づき質問を行い、説明の際、説明の際の資料で必要なものは随時閲覧し、報告書作成時のデータとするためと、必要な措置をすると、このようになっていますので、いろいろ皆さん不明な点があったと思うんでね、この辺をこれから、限られた時間の中ですけれども、点検すると、そのような作業をさせていただいてよろしいかどうか。必要な図書名について挙げていただいて、これについて調査を…閲覧したいということで、調査時間を少し、そこに充ててよろしいか、これについていかがでしょうか。

先ほど、平野委員からは補助金関係ですよ、補助金の流れ、これが1点出

ました。あと、井上委員からいっぱい出たと思うんですけど、ちょっと整理して、発言していただけますかね。この辺を見たいという。

井上委員 見たいのは余り…。

委員長 ないですか。

井上委員 いや、ちょっと手元にね、渡されたんで、そのままとってありますんで。プロポーザルの執行伺いと、あと補正予算書の資料はここにありますんで。大体目は通しましたので。

委員長 前回の9月17日の委員会報告の中で、前回の特別委員会です。特別委員会の報告をされたときに、これ平野委員長が担当したんですけども、一番懸念されることが、事業者の選定方法、補助金申請のプロセス、この辺が入り口論として問題になったんで、補助金申請の関係を私より右側の半分の、平野さんのほうにいてる方で書類を見ていただくと。あとは井上委員からもありましたけれども、プロポーザルの今回の事業者の選定、最優秀…提案者の決定、これについて左側、半分の方が書類を、見ていただき、確認していただくと、そういう作業に充てたいんですけど、いかがでしょうかね。よろしいですか。では、一度休憩…1時間たちましたので、10分休憩にさせていただいて、40分から、必要なところは閲覧していただくと、そういった作業をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、暫時休憩とします。40分から再開します。 (14時31分)

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。 (14時40分)

プロポーザル方式の選定、最優秀業者、その件の関係の書類の閲覧は、1番唐澤委員から12番大館委員まで、お願いします。補助金の関係です。それについては2番古谷委員から11番寺嶋委員まで。私と副委員長はおのおの分かれるような、そんな形でいってください。30分ぐらいを目安に閲覧していただく。作業については、そこと窓側のあいている机のところで見ていただくということで。(「臨機応変に」の声あり) 臨機応変をお願いします。

(資料確認)

委員長 では、自席に着いてください。

ではお諮りします。プロポーザルのほうと補助金の流れ、おのおの書類調査

したと思いますので、その結果を代表者の方、おのおの1名お願いします。プロポーザルについては6番 井上議員、お願いします。

井 上 委 員 長 2点ですね、疑義がありまして、1点は先ほど担当課のほうで調査中ですが、1点目の内容はプロポーザルの提案時に2億6,000万という事業費について、調整後1億5,100万に事業費を見直したという説明がありましたけれども。その2億6,000万から1億5,000万へ変更した経緯の書類が不明確でありますので、その経緯について今、調査をしていただいております。

あともう1点は、指名業者への見積徴収通知というのが先ほど指名選考委員会の説明の中でその起案文書がありましたけれども、その内容が本来単価がないものが適当ではないかなというふうに考えますが、その見積徴収の中に単価が入っちゃってるんですね。その内容の適否についてどうなのかと。このまま渡したものか、それとも本来渡すべき単価が除いてある資料で出したのかを聞き直しをしたいと思います。

委 員 長 その2点で井上委員、よろしいですね。その件に関してほかに皆さん、どうですか。

唐 澤 委 員 再確認したい質問で1点皆さんから上がっていたのが、6者という会社が上がっていましたが、それは選ばれた会社のグループ会社で全てで、そこからさらに2者来てたんですけれども、その2者はやめていったと。そのやめていった理由がまだ明確にされていないので、そこも再確認したいという声が上がっていました。

委 員 長 そうですね、初め国際エネルギー関連が4者、あと2者がESCOの登録業者なんだよね。国際エネルギーのほうの関連会社も含めて登録されていないんだよね。片方は登録されていない、やめていったと。2者がやめたと。その理由ですね。2者の辞退理由。そちらのほうは3点ということでよろしいですね。では平野委員、補助金関係の疑義についてお願いします。

平 野 委 員 こちらのほうでの調査では、補助金申請に当たっての過程をちょっと見ていたんですけれども。まずですね、この補助金を実際に出したときに、7月12日に申請を出したときに、添付するその他の参考資料のところに、地方公共団体が申請する場合には、申請年度の予算書をと書いてあったんです。ただその予

算書が、当該年度の予算書、当初予算には間に合っていない事業なので、これは何を出したのかが、それが見つからなかったということが1点です。

もう一つは、7月2日に内示が出ているところに、要するに向こうから町への書類ですね。その中に留意すべき事項というところで、発注に際して競争入札を実施するなど競争原理が働くようにしてくださいという一文が入っていました。それからもう1個の、これは9月25日に出した、起案したものだと思うんですが、やはり向こうから町へ出した書類ですね。

委員長 補助金確定通知ですね。

平野委員 そうですね。交付決定通知の中に、やはり同じように特記事項、留意事項、やはり契約相手に関しては、原則として競争入札によるものとしてくださいという一文がまた入っていて。この9月になってからはもうね、工期に本当に間に合わないということで、特記事項に書いてあるだけの書式のものなのかなっていう気はするんですが。7月の段階にはこれが書かれているということに対しては、やはりどういうふうに向こうに答えたりはしているのかなというのが気になります。

委員長 確認したいということですね。あと、井上委員から話のあったESCO事業の実績。これが今届いたんで、必要書類で後から届けるということで、これお渡しします。ちょっと見てください。(私語あり)それはコピーでもらっておいていいですね。

ではお諮りします。今問題になった双方のことについて、再度所管課に何うということが1点です。それとあと、これまでいろいろな問題が出たと思うんですけども、その辺については一緒くたにすると難しいんで、今2点聞いて、きょうの調査は、職員の聞き取り調査はこれで1回閉めて、その後に皆様とどういふふうなよじめ方をするか。そんな流れの中できょうは閉めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。あと、ちょっと遅くなって恐縮なんですけど、議長、オブザーバーとしてずっと見守っていただいたんですけど、今の流れの中できょうの閉め方までについて、議長のお考えあれば、御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 どうも、きょうは皆さん、朝早くからお疲れさまでした。聞いてまして、ど

うしても今まで流れがですね、はっきり見えないという部分がかなりあったと思うんですけど、きょうのあれでかなりその辺が、時系列がですね、曇ったものがよく見えるようになった部分もかなりあったんじゃないか、いい悪いはともかくとしてね、じゃないかと思います。

それともう一つ。やっぱり1つは、ちょっと消化不良だなと思うのは、この1億5,100万というのは、ほんと適正な数字なのかどうかね。それを証明するものがちょっと見当たらなかったのが残念かなというふうな、気がしました。いずれにしましてもですね、最終的には町民不在の議論にならないように、いい着地点を見つけていただければ、町民のためにとっていいのかなというふうに思いますので、今後の進め方をですね、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委 員 長 ありがとうございます。それでは事務局、所管課をお呼びしてください。

議 会 事 務 局 長 では、確認だけさせていただきます。1つは2億6,000万から1億5,000万への移行した見積書なり設計書なりのその経緯。それから見積徴収通知に単価が入っている部分があるんだけど、ここの確認ということでいいんですかね。3番目、6者のうち辞退された2者の辞退理由ということでよろしいですかね。

委 員 長 そうですね。

議 会 事 務 局 長 次に補助金のほうで、7月12日の申請で、予算書添付という記載があるんだけど、それにかわった、かわって出したであろう書類がないということですね。それから7月2日の内示及び9月25日の決定で、競争入札するなど競争原理を働かせなさいよと書いてあることについての考え方、そういうことでよろしいですか。

委 員 長 そうですね。

議 会 事 務 局 長 そうすると、ほぼ教育でいいかと思うんですけど。

委 員 長 あとは副町長にも入ってもらうようでしょう。（「あと総務」の声あり）

議 会 事 務 局 長 総務、はい。

（ 関係職員 入室 ）

委 員 長 それではお諮りします。全員そろわないんですが先に進めさせていただきます。今、記録員の方、2人おりまして、きょうの記録をずっと書いていただき

ました。提案させていただきたいことは、記録員に発表してもらいます。きょうの流れを発表していただいて、それで2番の古谷委員のほうから補足があれば補足していただくということ。多分思い出した問題点で追跡調査、今2点ははっきり書類見て出たんですけれども。それ以外にある程度聞いた中で、ヒアリングした中で追跡調査が必要なもの、疑問に思うもの、これについてもう1回絞り込みを行えたらいいのかなど。要は今回議題で7点の調査について皆さんから聞きました。この中でやはりもう少しはっきりしたい。そういったものをよじ込むために、記録のほうから発表していただいて、この件に対してはもう少し追跡したいというのが次の委員会の審査に入っていくのかなと思います。このような内容で進めてよろしいでしょうか。

はい、ではそういったことで、きょうのまず記録について、唐澤委員のほうからお願いします。

唐澤委員 きょうの特別委員会ですが、まず傍聴の方々を含めて行われました。神奈川新聞社、杉山さん、町民の方々以下5名…。

委員長 それは略でいいです。議題の中の調査項目について、中心にお願いします。

唐澤委員 議題の(1)番、町民文化センターESCO事業についての①番、プロポーザル事業者選定についての記録ですけれども、まず事務の流れを執行側から発表していただきました。3月6日にこちらのほう募集を公開、出されております。3月12日に質問への回答というものも公式サイトで出されています。3月12日質問があり、3月14日に回答されております。その際はウォークスルー調査、6者の申し込みがあったということです。3月14日起案。そして調査についての起案を出されています。そこで3月18日に合計6者ですね。17人の方々という記録がなされています。参加証明書、資格審査のほうを3月19日から22日の間に行われ、3月27日にそちらの回答等なされています。

このような流れの中で質問事項に入っていくんですけれども。大体がこの高額なこの事業に対して、文書が余り残されていない。口頭でのやりとりが多いというところを出されています。それに対する執行側は、時間的な問題などもあり、一般的なやり方ではなく口頭とかが多かったというような回答が多いです。最終的に誰が判断して決めているのかというところでは、町長という声が

多く上がっています。あと文書の作成、事業が先行されているのに文書が作成されていなくて、後づけで作成されているのではないかという質問があった答えで、そのようなことではないというふうに、一応執行側では答えられています。1番の大まかな記録はそのような流れです。

委員長 町民文化センターE S C O事業の記録ということですね。

唐澤委員 はい。

古谷委員 公募するに当たって、プロポーザル事業にするための起案がないということが出てました。ただ、これは口頭だけで、町長なり担当課とですね、話し合っただけという事なんで、この辺がちょっと一つ気になるころだと思います。

平野委員 それは一文があるという訂正が後で入りましたね。

古谷委員 入りました。じゃあ、それは取り消します。

委員長 補足事項はその1点でよろしいですか。じゃあ唐澤委員、続けて②番お願いします。

唐澤委員 ②番の議題に対してなんですけれども、こちらは5月16日に公募結果についてという書類を出されています。結果、9,670万2,000円の金額に結果なされた。7月12日に交付申請についてという書類が出され、9月20日交付決定の受領についてという文書を出されています。質問事項のまとめなんですけれども。約3年前、ランドブレインさんの調査によって、それがもとでこの事業の提案がなされていますが。3年たてばいろんな分析方法とかが進化していて、本来なら今の現状から来る調査をして、この事業を成り立たせるのが妥当ではないかという質問に対し、ほかの会社などからもそこの営業などはなかったのかという話でしたが、営業などはあったという答えはありました。

平野委員 なかったんじゃないの。

内田委員 いや、あったって。

内田委員 ランドブレインが提案をしたと。

平野委員 でもE S C O事業者からは、ほかにはなかったんだね、営業はね。ランドブレインも営業ではなくて、E S C Oができるよという提案ですよ。

唐澤委員 提案ということですね。はい。なので、まとめますと、今の現状からの調査

からの事業ではなく、約3年前からの情報をもとに出されている事業というところが出ています。何か補足ございますか。

委員長 2番の二酸化炭素補助金関係。では3番、最優秀提案者の決定。

唐沢委員 こちらの起案は4月1日に出されまして、4月23日、提案審査委員会開催通知が出されています。第2回、同じく4月25日に出され、5月7日に審査結果報告について出されています。同日5月7日に審査結果について出されているという流れがあります。それに対しまして質問等のことなんですが、最終的に1者でいこうと持っていき、そうしたのが誰なのか。決定したのは誰なのかというところなんですけれども、こちらが遠藤課長ですね。教育課長が判断したというところが大きく上がってきました。それに対して決裁文書など必要な書類があるのかということに対しては、ないという回答が来ています。その業者しかないというような印象を議会側が受け取っているんですけれども、自分たちでも調査できるはずだったのではないかという行為に関して、ほかに調査等がしていないという回答をされています。

委員長 それでよろしいですか。

唐澤委員 はい。

委員長 では古谷委員、補足説明をお願いします。

古谷委員 この時点で6者あったのが今1者だけになったということですので、この後の説明あろうかと思うんですが。ここのところが一つ疑問ということになります。

委員長 では一つずつ、大きい1でまとめさせていただきます。今記録から疑問点とかいろいろポイント説明があったんですけれども、これからよじめてこの次の調査をするときに、今出たものを追跡調査としてもう少し納得するまで調べたいと、そういったものがありましたら御発言をお願いします。

内田委員 今の最優秀決定者、提案者の決定というところで、最後に1者でいくというのを遠藤課長が私が判断したっていうお答えをされたんですけど、それが本当かどうか。本当に遠藤課長が自分で判断したのかどうか。1億5,000万のね、これだけ大きい事業を課長が一人で判断できるのかなというのはちょっとね。それは調べてみる必要があると思います。もしかしたら町長じゃないかっていう

ね、そういう疑念もあるということ。その辺は調べたほうがいいかなとは思いますが。

委員長 はい、ありがとうございます。最優秀提案者、1者だけしか来なかったんですけど、これを最終決定判断したのは誰なのかと。この辺についてももう少し調べようと。あとほかにどうでしょうかね。

あとは先ほど書類の閲覧で出たのが3点ほどありましたよね。その辺も含めた中で、ほかに何かないですかね。いっぱい質問された井上委員、どうですか。

井上委員 今上がってるので4点ぐらいですか、上がってますので、とりあえずはその中で再度ですね、審査等を行っていただければいいのかなというふうに思いますけれども。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは今度は承認第4号専決処分。これについて同じく①から1個1個区切っていきます。唐澤委員、お願いします。

唐澤委員 ①番です。こちらは補正予算、委託料について質問をされました。大きくこの補正予算が1者のみで行われていることが、果たして適正な額なのかというところをしっかりと執行側は調査したりして決めているのかという点を質問されました。執行側のほうは、町の審査会を設けたり、担当課、グループ会社、町全体、全て決定したという答えを出しております。また、金額が当初より半分になったのはどうしてなのかという点なんですけれども。最初は文化センター全体の金額を出した。そこから一つ一つ項目を協議して削っていったという答えが出されています。また、その削り方でセンターや町民の方々への影響は大丈夫なのかという質問に対しても、説明不足があったことは申しわけない。緊急性の高いところから優先して削っていきました。今後さらに詳しく説明していく動きをとりますということでありました。

平野委員 緊急性がないところから削ったのね。

唐澤委員 あ、そうですね。はい。

委員長 はい、よろしいですね。では補足説明、古谷委員、お願いします。

古谷委員 補足になるかどうかあれですけど。2億7,000万が1億5,000万に一気に下がったと。今ありましたように、その辺がちょっと、やり方と報告等がですね、ちゃんとされていなかったからいろいろ誤解を招いた部分があるんじゃないか

なというように思っています。

委員長 はい、ありがとうございます。先ほど書類審査のときに、2億6,000万が1億5,000万になったと、その変更の見積もりの経緯ということで出ている内容と今のは全く同じだと思います。それとあと1者の理由。これについても先ほどから出てるのと同じだと思います。そういったことでメモをさせていただきます。

次に2番、承認第4号専決処分。このことについてお願いします。

唐澤委員 2番に関してですが、承認後の町の今後の対応について、現在、現時点では町のほうで報告書の作成をしているところです。次の議会で提出する予定ということで答えられています。質問事項につきまして、専決処分を行うときに、県などいろいろそういうところに連絡をしてやりとりする等はありませんかという質問に対して、神奈川県市町村課などに説明し、回答をいただいて専決処分に至ったという答えが返ってきています。結果的に町だけで決めたわけではなく、県のほうなどにも相談して出されたという答えです。現在、専決処分について作成されている書類ですが、1つが経緯と不承認についての文書を作成されているとのことです。不承認理由と処分後の議会提案についてという内容が含まれてるということです。

2つ目が不承認の措置についてという書類です。3つ目が改善に向けた取り組み等について。4つ目が最後結びに。こちらは町民の方々に対して、方向性とおわび、御理解をいただくための文書を作成とのことで、仕上がり次第、ホームページ、広報でも報告する予定とのことです。不承認に伴う処置とはどういったものですかという質問に対しては、まだいろいろと決まっていないので答えられないということでした。以上です。

委員長 古谷委員、補足お願いします。

古谷委員 電気設備、空調等の改修ということなんですが、この回答の中でですね、緊急性があるということでありました。文化センターは避難所として使っている部分があると思うんですけども、これがどこまで果たして緊急性が必要で、今回のこの専決処分に回ったのかというのは一つ疑問です。

委員長 はい、ありがとうございます。では次に…（発言を求める声あり）どうぞ。

寺嶋委員 次の議会で報告っていうのは、確認したいんだけど。12月の定例会を指しているのか、直近の臨時会を指しているのか。

委員長 臨時会ですよ、21日ですよ。21日の臨時会ですよ。仮契約のときにそれは話すということですよ。よろしいですか。

では今2番の専決処分、よろしいですね。

大館委員 速やかに報告しなきゃいけない義務があるわけなんで。速やかというのは、おおむね1週間以内というのが速やかという表現、日本語の中ではあると思うんだよね。それをどうのこうのじゃないけど、速やかという言葉は使わない。極力早くとかさ、速やかっていうのは大体、うちのほうの免許の更新だって、変更したときなんかは速やかっていうのは、警察から1週間以内だってきつくお叱りを受けてるんで、そういう感覚なんだけど。余計なことですけど。行政も同じだと思うんだな。

委員長 3日に不承認になったと。21日であれば20日弱もたつてると。速やかでないという、そういうお考えということですか。

大館委員 はい。

委員長 では、参考として今のをつけ加えさせていただきます。それでは次に3番、工事請負仮契約について。これについてお願いします。

唐澤委員 3番は選考の流れをまず説明されました。9月30日起案、10月1日には開催日についての伺いの書類。そして入札指名者の推薦書。(私語あり)

続けます。10月2日結果書、10月7日に見積徴収についてというものが出され、10月16日までに提出なんですけど、まだ届いていないということです。質問等ですが。こちらはちょっと抜けているところが多いんですけども、本来、競争入札なんですけど、なぜ随意になったのかという点での質問ですね。それに対して執行側は、1者のみだったんで競争にならない。結果的に随意契約へという流れをとりましたということでした。この決定された会社の実績の資料はありますかということで、こちらでは入っていないという回答がされましたが、先ほど調べた結果、そちらの実績の資料はありました。このところで田代議員がいろいろ閲覧したい文書をコピーで再度もらうことができますかということで、追加でそちらは対応するということです。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。今ちょうどコピーのことが出たんで、副町長ね、先ほどちょっと報告書に必要なところだけコピーを若干させていただきました。御承知おきください。あと書類については、もうここで終わったらお返しいたしますので。1回お返しいたしますので、そういったことで御協力ありがとうございます。古谷委員、補足説明を。

古谷委員 今のところは大丈夫です、はい。

委員長 では4番、設計委託契約について。

唐澤委員 はい、4番ですが、こちらはまだ契約はされていない。事前診断の中で文書等作成され進められている状況です。契約後のかかる数字なのが、こちらも妥当なのかどうかという点が出されていました。こちらの回答もいろいろまた調査しながら進めるような流れで、少し不透明な流れで終わった状況です。

委員長 古谷委員、補足ありますか。

古谷委員 ちょっと一括契約っていう言葉が出てたんですが、これは当然事業費と設計委託料も全部含めての一括契約ということですが。この辺をちょっと私も理解できない部分があったんですけど、この辺がどうなのかもう1回ですね、お聞きしたいなということです。

唐澤委員 あと、すみません、もう1点なんですけども。ESCO事業に係る見積徴収についての見積もりの件のところで、単価などが記載されている。

委員長 それは後でこれからやります。

唐澤委員 大丈夫ですか。

委員長 さっき出た意見ですから。その前に調査の結果出た意見ですから、それは承知しております。

唐澤委員 はい、以上です。

委員長 4番については平野委員から出た1,000軒の停電。これについてはいいですよ。これで解決済みということ。

平野委員 もうこっちもそれでしょうがないです。同じとこに聞いてああいう答えだから、しょうがないです、はい。

委員長 では、今説明いただきましたけども、説明員の方、また出席いただきましたので、先ほど皆さんが退席されたときに、プロポーザルの関係で疑問に思うこ

とを閲覧させていただきました。一方で、補助金に関しても疑問に思うことを関係図書に閲覧させていただきました。そのことについて再度質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めにプロポーザルの関係。井上委員、3点あると思うんでお願いします。私が言いかえるとちょっとうまく言えないんで。

井上委員 いやいや、委員長、言ってください。

委員長 じゃあ私でいいですか。まず1点目が、初め2億6,000万の工事費だったと。これについては7月の11日のときに口頭でお話ししてたものをメモしたと。ですから、7月11日の全員協議会の資料には一切数字的なものは記載されてませんでした。2億6,000万という文化センターの工事費が、最終的に1億5,000万になってます。この関係について変更になった経緯、または見積もりがどういうふうに変わったのかということが1点目だそうです。

2点目は、入札選考指名委員会で国際エナジーが1者決定して、それで設計書をつけて見積依頼をすべき。単抜きの設計書をつけて見積依頼をしたと。ところが単価が入ってました。見積依頼した添付されてる図書に金額が入ってました。物によってはボリュームも入ってました。そのことはどうなのか。

それと3点目は、8月26日の特別委員会、第1回特別委員会でいただいた資料の6ページです。1つは国際エナジーの関係関連会社入れて4者が現場ウォークスルーをしています。一方でアズビル(株)、ジョンソンコントローラーズ、この2者については、ESCOエネルギーマネジメント推進協議会の登録リストになってるという業者です。この業者がおりてしまって、一方で登録業者になってない業者が入ってることについて疑問ということで、この2者がおりてしまった理由。これについてお伺いしたいと。以上3点です。

私がさっき聞いたのメモしただけなんですけど、このことについて私の表現が間違っていたら、補足をお願いしたいと思います。(「大丈夫です」の声あり) よろしいですか。はい。

では、そういったことで1点目、2億6,000万が1億5,000万になった変更の経緯ですね。見積内容。これについてどのように変わっていったのか。

教育課長 順を追って説明をいたします。まず31年4月25日、プロポーザルの提案時に

つきましては、事業費 2 億 6,797 万 1,000 円ということで提案時にはございました。ただ、ここでは金額はこういったことでもございましたが、補助金の申請、令和元年 5 月 16 日、応募申請時には 2 億 374 万 900 円ということで、これにつきましてはこの文化センターが何が今必要なのかといったもので、そういった優先順位というか、それを優先したのが空調と電気ということでございました。その空調・電気以外のものをプロポーザルの提案より工種の見直しをしまして削減をしたものでございました。3 点目が 7 月 12 日、交付申請のときでございます。この際は 1 億 9,364 万 2,000 円ということで、この際は使用する器具の精査によりまして、事業費の見直しを行い事業費を削減いたしました。さらに削減、精査をして、精査をして削減をしたということでございます。最後に補正予算の要求の 8 月 23 日以前の 8 月上旬にですね、1 億 5,101 万 2,000 円ということで、これもさらに精査をしまして、この際は文化センターの LED の電灯の工事をこの事業から削除したものでございました。こういったことで提案時からのもものよりも、本当に緊急性の高く今変えなきゃいけないものを事業費として盛り込むとともに、さらに事業費の精査をして、精査をして抑えた金額がその金額でございました。1 点目はそういったことでもございます。

委員長 はい、ありがとうございます。

井上委員 その説明はですね、先ほどもされたので、実際に金額がそういった形で動いていったわけですね。そこの経緯をですね、例えば相手方からの見積もりを徴収をしているかどうか。また、それは内部で、担当課内部で設計をして減らしていったのか。もし設計をして減らしていったのであれば、そういった事務上の設計書なりというのはどこに保存してあるのか。そういったことをですね。担当課だけでやったっていうのは、専門家がない中で、やはり相手方の見積もりとかですね、確認をするべき…してからですね、そういった金額になることが考えられますが、そういったところの手続的には大丈夫だったのか、確認をしてあるのか、そういった点を確認をしたいと思います、お聞きしたいと思います。

委員長 今の質問の意味、わかりましたか。理解できましたか。

施設管理係主査 私のほうで応募申請等の起案を作成しておりますので、経緯について説明さ

せていただきます。まず応募申請につきましては、これは令和元年5月16日に行っております。こちら業者決定から約1週間程度という短い期間でございました。そのため事業者とも調整をさせていただきまして、今回これで交付申請を出すけれども、事業費については出した後もどんどん圧縮していこうというところで、今現在の圧縮した数字で出そうというところで、この申請書を出してございます。そのとき、先ほど申し上げましたとおり、事業費の圧縮、そういったことをしてございます。

井上委員 それはわかったんですけども、それをどういう設計の根拠でやられたのか。相手方からの見積徴収等はなかったのか。単にその数字を動かしたとか、数量を変更しただけなのか。そこを聞いたかったんですけども。

施設管理係主査 一応応募申請書、交付決定の交付申請書もそうなんですけども。後ろにですね、工事の見積もりというのを全部つけてございます。そういったところの数字をピックアップして出しております。以上でございます。

井上委員 その見積もりは誰がつくったんですか。

施設管理係主査 事業者からいただいております。以上でございます。

井上委員 であれば、先ほどから言ってるように、その提示というか資料がですね、見積書が見当たらなかったんですね。それは提出できますか、できませんか。見積もりがさっき3段階なり4段階で変わった都度、見積もりをもらったって言ってるんで、その見積書を。

委員長 2億6,000万から1億5,000万まで変わるときの内訳をいただきたいということです。

井上委員 まだ何段階かで変わってるわけですね。

委員長 1億5,000万はもらってるよね。今回の…違うか。1億6,000か。

井上委員 ここに出てるのにはない。

平野委員 申請書にくっついてた細かい積算が…。

委員長 要はここにそれがなかった。いただけるかと、そういう意味だよね。

施設管理係主査 ちょっとその資料、見させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。あとはすいません、今書類を閲覧しているときにお諮りします。お約束の4時がオーバーしたんですけども、このままもう少し延長して一区

切りつくまで委員会を行うのか、皆さんいかがでしょうか。4時半ぐらいまでをめぐりに延長してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、そのように計らいます。

井上委員 これは5月…これは幾らの見積書なの。

委員長 見に行ってもらわないと。それ見ないとわからないでしょ。

(見積書確認)

井上委員、よろしいですか。

井上委員 はい、結構です。

委員長 じゃあ今の1点目はよろしいですね。2億6,000万が1億5,000万になった、その見積額の経緯等はこれでよろしいですね。

齋藤委員 2億6,000万のときに、空調と電気だけに絞って数字を落としましたってお話ですよ。

委員長 最終的には空調と電気だけ。

齋藤委員 優先的にそれにしたっていうことですよ。そうすると、その弾いたものというのは何だったんですか。

委員長 LEDとか。

齋藤委員 それは最後に出てきたことで。

施設管理係主査 チラーというものがございます。そちら冷却水の循環装置なんですけども、そちらの出力、大体8割ぐらい、七、八割で動くような設計でございましたので、例えば全部9割、10割で動いても大丈夫ということがございますので。それを例えば初め6基だったものを5セットにするとか、そういったようなところを減らしております。大きなところで申し上げますと、はい。

委員長 よろしいですか、はい。では2点目に移らせていただきます。10月上旬に見積通知を業者に出してます。それで金額がまだ来てないと、きょうまでの要するに見積通知です。その通知に添付されてる設計書、本来であればその中に単価入ってることは考えられないんですけど、それが入っててしまったと。このことについて回答をお願いします。

参事兼総務課長 ちょっと原本を確認させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

(原本確認)

小野君、着席して結構ですよ。はい。

参事兼総務課長 今、原本確認させていただきました。付箋が張られてる部分に単価が入って
ございます。これは事務局のほうで添付したミスでございます。業者のほうに
はですね、これ、単抜きで決裁しておりますので、間違いなく単抜きの設計書
で届いてるといふふうに御理解いただければと思います。

委員長 いいね、これはこれでね。ただ今の発言について記録をさせていただきます。

大館委員 でも大事なことから、真剣に取り組んでもらわないと困るわけじゃん。そ
ういう単純なミスでそうしてましたなんて、それで済まされていいのかい。

委員長 これから議論したとしても水かけになると思います。

大館委員 けどもう、こういうことばかりじゃん、ずっと。だからもう少しさ、緊
張して仕事に取り組んでもらわなきゃ困るよ。

委員長 というお話ですけども。この件に関してもう少し。いいですね。6番 井
上委員、質問してください。

井上委員 その決裁のところには小田参事の判こが押してあるように思うんですけれ
ども、中身については確認をされなかったということによろしいのでしょうか。

参事兼総務課長 一応見たつもりではございましたが、結果的に単価が入ってるということは
それ見逃してたということと捉えられて仕方ないというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。では、2番打ち切りにして、次に最後3点目です。アズビ
ル(株)とジョンソンコントロールズ、この2者が辞退した理由、これについ
てお願いいたします。

教育課長 辞退というか、現場にはウォークスルーということで現地調査をいたしまし
たが、参加表明をしなかったということでございます。以上です。

委員長 どうでしょう、よろしいですか、この回答で。遠藤課長、理由とかそういう
のは聞かれましたか。要は一番問題になってるのは、結局1者になってしまっ
たんですよ。そのときに、あなたたち来たけど、ぜひプロポをやってください
よという、そういう働きかけはあつていいのかなと考えます。やっぱり複数、
2者、3者から応募があつて最優秀業者が決まるっていうのが一般論ですから。

その件に関していかがだったのかと。

施設管理係主査 私、現場ウォークスルーのほうも担当してございますので、回答させていただきます。現場ウォークスルー時には皆さん来ていただき…あ、ごめんなさい、そのジョンソンさんとか来ていただきまして、資料等の閲覧等もしていただきました。それにつきまして、我々のほうもウォークスルーが終わるときに、よろしくお祈いしますという言葉述べさせていただいております。その後3月の参加表明なかったというところで1者だけに結果的になってしまったんですけども、その2者がなぜ応募しなかったかについては特段聞いてございません。以上でございます。

委員長 はい、わかりました、では3点目、これでよろしいですね。

井上委員 委員長の質問と違うじゃない、回答が。何でそれを督促しなかったのかという質問でしょ。

施設管理係主査 参加表明の期限が過ぎてることもございます。そして参加表明書、ちょっとそこにあつてごらんになったと思うんですが、結構用意するのに大変な分量でございます。そういった中で督促をしない、督促をするという発想がありませんでした。以上でございます。

委員長 よろしいですね、はい。では3点目。これにて閉めさせてもらってよろしいですか。

では補助金の関係。これについては4番 平野委員からお願いいたします。

平野委員 先ほどの原稿を見せていただいて残った疑問というか、それについてなんですけれども。やはりこちらも2点ございまして。7月12日の申請のときの書類の中に、予算書を添付することというような1文がありましたが、その予算書に関して、要するに当初予算には入っていない事業ですから、恐らくは補正予算なんかを添付していくことになるんですが。これに関しては添付されたものは見当たらなかったんですが、これはどういう対応をされたのかということが1つ。

あとはもう一つは、7月の2日の内示決定の書類の中に、これは環境イノベーションから町宛の書類の中に、幾ら幾ら決定しますと内示があつて、留意点として、発注に際して競争入札を実施するなど競争原理が働くようにしてくだ

さいと明記されている件について。それはまたもう一度、9月の交付決定通知書の中にも、9月19日に町におりてきた通知書の中にも同じように留意事項で同じように書かれていて、このときにはもうさすがに入札してたら間に合わないというのわかるんですが。この7月2日にも同じように書かれているということについて、どう対応されたのか。あるいは向こうにはそういうふうに競争入札はできませんみたいな何か説明をするのか。何かその辺の対応を教えてください。

教 育 課 長 1点目の7月12日の交付申請時の予算の内容につきましては、申請書11ページの中段に資金計画というのがございまして、そこには2019年度、額は定めずに、中段で9月の補正予算に計上することで申請いたしました。

平 野 委 員 その書類はなかったのかな、じゃあ。こちらのちょっと見つけ方があれだったのかな。ごめんなさい。もしあれば教えてください。

12日ですね。すみません。あ、これか。はいはいはい。11ページ、ほんとだ。金額空欄で9月補正予算に計上ということですね。わかりました、はい。

委 員 長 1点目、よろしいですね。

平 野 委 員 はい。

委 員 長 では、2点目の競争原理を働かせることということに関する回答。

施設管理係主査 内示書に記載あるものにつきましては、全市町村に出しているものでございまして、我々も7月の20日、環境イノベーションの補助金をいただいている団体のほうに相談に行ったときに、この事業はどういうふうに決めたのかという質問を向こうからされました。そのときにプロポーザルでやって1者しかありませんでしたという発言をさせていただいたんですが、その後、交付決定等もいただいていることから、補助金の要件的には問題ないものと考えてございます。以上でございます。

委 員 長 結構これ大事な問題なんで、少し丁寧にお答えいただきたいと思います。

施設管理係主査 補足説明ございます。こちら補助金の要項のQ&Aの間10番のところがございます。ちょっと読み上げさせていただきます。事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますかという質問がございます。それに対して業者の選定、優先交渉権までは認められます。その場合でも契約

締結は交付決定日以降に行っていただく必要がありますというところで書いてございますので、プロポーザルで業者を決めることにつきまして問題はないものと考えてございます。以上でございます。

委員長 平野委員、よろしいですか。

平野委員 わかりました。そうすると、この件に関しては留意事項には書いてあるけれども、先方の環境イノベーションもこれは承知だということで進められたということですね、はい、わかりました。

委員長 今のそのプロポーザルのQ&Aというの、その図書の名前教えていただけますか。できればそれ、最後にコピーくださいよ、そこの部分。結構大事ですから、

施設管理係主査 該当部分。

委員長 そうです。出典の図書の部分のコピーをください。事務局に後で渡してください。

それでは今、書類を閲覧して質問事項大体終わったと思うんですけども、これで質問に対してはよろしいですか。（「はい」の声あり）では、説明員の皆さん御苦労さまでした。今のコピーだけ事務局に後でお渡しください。本当に一日、朝から晩まで副町長初め職員の方、御苦労さまでした。退席していただいて結構です。

施設管理係主査 今のコピーは1部でいいですか。

委員長 全て1部で結構です、はい。

あと総務参事と教育課長、書類はきょう返すでいいですよ。終わりましたらまたこちら、大事な書類ですから取りに来てください。終了したら局長のほうから連絡しますので。お願いします。どうも御苦労さまでした。

（町職員 退席）

ほんと長い時間かけて、ありがとうございます。それでは皆様にお諮りします。これからの進め方。先ほど追跡調査ということで、また今説明いただいたんですけども、何点か疑問に感じる内容があったと思います。これについて、ある程度よじめた中で再度追跡調査について提案するというので、具体的には今、書記2名が書いていただいたコピーを事務局にいただきます。それとあ

とはメモでいろいろと書いた内容があります。この辺を事務局と私、正・副委員長でよじめて、それで21日ですか。恐らく仮契約の締結があると思うんですよ。それで議題に出されると思うんですけどね。その前に一度この特別委員会の3回…4回ですよ。(「3回目です」の声あり) 3回目ということで、きょう出た内容について、次にこういう方向で行きたいということを整理したものを、21日の第3回調査特別委員会でお示しして、また追跡調査を行うと。かなり疑問点というのはいろいろあって、納得できないところがありましたのでね、その辺についてもう少しやることをしっかりと決めたいと、このように考えておりますが、いかがでしょうか。

平野委員 すいません、今、日にちが、臨時会が21日だとすると、それより前にそれをやりたいと。

委員長 21日です。21日の8時半から議会運営委員会があります。あと全員協議会。町長が少し話したいというのでその時間にちょっとずらしたんですけど。それとあわせてこの特別委員会です。ただ時間的にはある程度まとめているものの整理です。1回ここで調査をしたと。整理して、では3回目に整理したらこうだと、4回目はこういう入り方をしたいよと。その確認事項ですから、きょうみたいにこんな長くなることはないです。逆に早く終わらないと、後に引がかかりますので。そういったことで整理したものを皆様にお示しして、今後のまた追跡調査の進め方と、その項目についてお願いしたいのです。

平野委員 それを臨時会の前にやりたいと。

委員長 そうです。

中野委員 議運の後。

委員長 その内容あたりが仮契約が出て、とりあえず判断する一つの目安。特に新人の方は初めてだと思うので、今までお示しした資料。事務局から先日届いたと思うんですけど、きょうの審議内容、そういうのを考えた中で、もう一度整理したものを見た中で、21日の町長の提案に対してどう考えるかということで、一回整理していかないとと思って、そういう提案をさせていただきました。このようなことでよろしいでしょうか。

それを受けて、今度は12日ですね。前お話ししたように11月の12日に、今度

は時間をかけて追跡調査を行って、そこである程度の絞り込みは終わりなのかなと感じます。それから報告書のとりまとめに向かうような形になるのかなど。一応私のイメージではそのように考えております。これは私の考えでございます。

では、そういったことでお諮りします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございます。

あと最後に、その他ということで、何かあればお伺いいたします。

議 長 私のほうからなんですけど。今、11月12日にこの特別委員会の第4回目やって、その後、全協ということになってたんですけど、町側からのですね、依頼で、公会計がここで10ぐらい条例が変わるということで、ちょっと時間間に合わないから1週間延ばさせてくれないかと、全協をですね、そういう申し入れがあったんですけど。18日というふうなことで今話してるんですけど、皆さんよろしいでしょうかね。

平 野 委 員 全協ですね。

議 長 全協です。

平 野 委 員 何か公会計が10本ぐらいって言った。

議 長 新設条例が1個あるということで、ちょっと準備が間に合わないと、12日は。それで1週間延ばさせてくれないかというふうな依頼がありましたので。

委 員 長 11月の18日ですね。

議 長 そうですね。

委 員 長 月曜日ですね。(私語あり)

12日に、もうこれはこれでやらないと間に合わないと思うんですよ。前にお話ししたように、21日に町村議員研修があるときに、午前中お願いしたいということで、11月は12と21を予定してるんですよ。ですから、全員協議会に合わせたんですけども、これはこれで委員会は結構詰めの作業で、12日が一つの山だって考えます。この日は特別委員会、委員会で開かさせていただきます。それとは別に18日ということなんですけど。時間は何時ですか。

議 長 まだ時間ははっきりは決めてない。多分9時になると思うんですけど。

委員長　それでは皆さんにお諮りします。18日の9時ということで全協を入れてよろしいでしょうか。これは議長からの話ですよ、すいません、議長。

大館委員　12日の特別委員会は何時からやるの。

委員長　9時です。

井上委員　それで、それはもしかして12月の定例に上程する案件をそこで出すというのは、今回の話も同じなんですけれども、そのすぐ次の週には議運で条例をね…条例じゃなくて議案を発送してやるんですね。そんな1週間も間がないところでそんな新規条例を出すのも、今回と同じように十分な審議もできないし。ちょっとそれは一回持ち帰ってもらってもっとね、その提出時期についての検討をお願いをしたいというふうに私は感じるんですけれども。単にそこで出して、またその次の1週間でもう議運をやって、じゃあその次の12月の初めから定例会でその条例議案を審議しましょうというというのは、今までと全然やり方も変わらないし、今回も同じような轍を踏んでしまうんじゃないかというふうに思うんですけれども。

議長　ただ、話の中で、町側としては、なるべく12月議会に近いところで全員協議会開いてもらいたいというふうな意向はあるんじゃないですかね。

委員長　今、その他ということで、特別委員会のつもりで私話したら全協になってしまったんで、とりあえずこの特別委員会ではここで閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。よろしく申し上げます。次回は11月12日、9時ということでよろしく申し上げます。

平野委員　次回は21日。

委員長　ああ、そうだそうだ。21日。その後が11月12日ということでよろしく申し上げます。

(16時35分)